

新市基本計画



平成21年1月
小林市・野尻町合併協議会



新市基本計画

平成21年1月

小林市・野尻町合併協議会

目次

序章	1
1. 合併の背景と経緯	1
2. 計画の策定方針	2
第1章 合併の必要性	4
1. 一体となって産業振興に取り組み、人口減少・若者流出に歯止めをかけるために ---	4
2. 少子高齢化の進行など多様化する行政需要に一体となって対応するために ---	5
3. 財政基盤を強化し地方分権の推進と協働のまちづくりを進めるために	7
4. 住民の生活圏・経済圏に即した一体的・効率的なまちづくりのために	9
第2章 本地域の現状と課題	11
1. 本地域の概要	11
2. 住民のニーズと期待	24
3. 本地域の特性と課題	25
第3章 主要指標の見通し	29
1. 人口・世帯	29
2. 就業構造	31
第4章 新市まちづくりの基本方針	32
1. 基本理念	32
2. 将来都市像	34
3. 将来像実現のための基本方針	35
第5章 土地利用	39
1. 土地利用の基本方針	39
2. 将来都市構造	42

第6章 新市の主要施策	46
1. 自然と共生する美しい安心安全のまち	47
2. 助け合いともに生きる生涯現役のまち	54
3. 地域の活力を創出する産業交流のまち	61
4. 個性あふれ次代を担う学習文化のまち	68
5. 住む喜びを実感できる生活優先のまち	75
6. 語らいとふれあいある参画協働のまち	79
7. 未来を拓く戦略プロジェクト	84
第7章 新市における県事業の推進	89
第8章 公共施設の統合整備の基本的考え方	90
第9章 財政計画	91
1. 策定の趣旨	91
2. 策定期間	91
3. 策定方法	91
4. 歳入・歳出についての考え方	91
5. 合併に関する財政支援	93
6. 合併による経費削減効果	94
7. 財政計画表	95

序章

1 合併の背景と経緯

西諸地域は、これまで消防、ごみ処理、介護保険の認定調査など広域行政に取り組んできました。とりわけ小林市、野尻町は、住民の生活圏、経済圏を一つにしており、行政区域の枠を越えた広域的な圏域が形成されています。

このような状況のもと、少子高齢化・人口減少や地方分権、厳しい財政状況に対応するため、平成16年4月から4回にわたり合併協議会を設置し、合併に向けての協議を行ってまいりました。この間、小林市と須木村による合併が成立し、新制小林市が平成18年3月20日に誕生しました。

しかし、予想を超える速さで少子高齢化・人口減少が進むとともに地方分権が進展する中、将来にわたって住民福祉の一層の向上と地域の一体的な均衡ある発展を推進するため、1市1町の合併が必要との認識に立って、野尻町は小林市に対し平成20年11月10日に合併協議会設置の申し入れを行いました。

今や地方自治体は、三位一体の改革や厳しい財政状況を踏まえて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応しながら、地方分権を推進していくことが求められています。そのためには、将来を見据えて生活圏域及び人口規模で捉えた視点に立つとともに、足腰の強い自治体を構築できるよう、自治体規模を拡大する必要があります。

そこで、合併協議会の設置について小林市・野尻町の各議会に提案し、議決を得たことから、市町村の合併の特例等に関する法律の期限となる平成22年3月末までの合併を目指して、小林市・野尻町合併協議会を設置することとしたものです。

2 計画の策定方針

1) 計画策定の趣旨

本計画は、小林市及び野尻町（以下「1市1町」という。）が持つそれぞれの地域の自然や環境に配慮するとともに、歴史・文化・伝統等を尊重し、1市1町が合併した場合のまちづくりの基本方針を定め、両市町の総合計画を踏まえて総合的な基本計画を策定するものとします。

これにより、1市1町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図る具体的な施策の方向を示すものとします。

2) 計画策定の指針

- ① 合併後の新市の施策については、有効性・効率性や緊急性・地域性などを十分検証し、真に必要なまちづくりに資する主要な事業を示します。
- ② 単にハード面の整備充実だけでなく、ソフト面にも十分配慮した計画とします。
- ③ 公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や財政事情等を考慮しながら行うものとします。
- ④ 地方交付税、国・県補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全な財政運営に裏付けられた計画とします。
- ⑤ 本計画の実施を通して、地域住民の生活水準、文化水準等を高める役割を担うものとし、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとします。

3) 計画内容

① 計画の対象区域

1市1町の区域

② 計画の期間

本計画は、合併年度及びこれに続く10年間について定めるものとします。

③ 計画の構成

本計画は、まちづくりの基本方針、それを実現するための主要施策、公共的施設の適正配置と整備、財政計画を中心として構成します。

4) 財政計画策定の基本的考え方

① 策定の趣旨

財政計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に実施していくために、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って、限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営を行うために策定するものです。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、新市の主要施策を推進するにあたって必要となる財源の見通しと、その重点的・効率的な配分など、計画的な財政運営を図る指針として策定します。

② 策定の基本的な考え方

合併後においても健全な財政運営を行うことを基本に策定するものとし、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、更に国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、新市基本計画を財政面から検証することとします。

5) その他

本計画の策定にあたっては、住民と行政が新しいまちづくりの将来像を共有し、その実現に向けてともに行動していくことが重要であることを念頭に置き、住民の視点に立った計画づくりに努めるものとします。

第1章 合併の必要性

1 一体となって産業振興に取り組み、人口減少・若者流出に歯止めをかけるために

1市1町は合併して、一体となって、それぞれが培ってきた独自の農業技術や観光資源等の共有化・付加価値化を図り、後継者の確保や若者流出・人口減少に歯止めをかける必要があります。

本地域は豊かな自然条件を活かし、これまで農業を基幹に発展してきました。また霧島連山の眺望や湧水・湖沼・温泉などを活かして観光の振興にも取り組んできました。

しかし、地域間競争が進む中、地域経済は総体的に低迷状態が続いており、依然として人口減少・若者流出が止まりません。

一方で、本地域では西諸地区畑地かんがい事業（国営西諸農業水利事業等）が大規模に進められていることや、南九州の中心に位置して、宮崎自動車道のインターチェンジが設置されていることなど、大きく発展するための基盤整備も進められていますが、これまで十分に活用しているとはいえない状況にあります。

このため、今こそ自然、歴史、文化的につながりの深い1市1町は合併し、農業者・生産団体等が培ってきたそれぞれの経営、栽培のノウハウの共有化や農地の流動化の促進などを進めて儲かる農業の実現を図ること、また、観光資源・観光団体のネットワーク化や観光イベントの共同開催などを進めて、地域間競争に打ち勝つ観光拠点都市の実現を図ること、さらには地域資源を活かした企業立地の促進を図ることなど、単独の自治体では難しい思い切った産業振興施策を打ち出し、働く場の拡充と所得水準の向上等から若者流出・人口減少に歯止めをかけていくことが何よりも必要なこととなっています。

2 少子高齢化の進行など多様化する行政需要に一体となって対応するために

1市1町は合併して、一体となって、専門職員の効果的な配置や住民サービス部門の維持・充実を図るなど、少子高齢化や情報化などの高度・多様化する行政需要に対応していく必要があります。

少子高齢化の急速な進行は、社会経済の仕組みそのものを大きく変えようとしており、「生産年齢（15～64歳）人口が減少する」社会が到来しています。本地域においても表〈少子高齢化の推移〉に見るとおり、この10年間で年少人口の大幅減、老年人口の大幅増が顕著となっています。今後も引き続き少子高齢化が急速に進行することが見通されており（30ページ表〈人口等の見通し〉参照）、保健・医療・福祉分野における行政の役割や負担がますます増大し、特に社会保障にかかる財政負担は極めて多大なものになることが見込まれていることから、これまでの行政サービスを維持していくことが困難になることが予想されます。

また、少子高齢化だけでなく社会環境の変化に伴い、環境保全や情報化、市街地などの都市基盤整備、競争が激しい産業振興等の分野においても、行政課題はますます高度・多様化していくことが見込まれます。

このような状況に対応していくためには、各部門にわたって必要とされる専門職員の配置・増強、各種公共施設の効率的な活用と適正配置の推進等、総合的な行政能力の向上が必要となります。

これらは、単独の自治体で対応することが難しく、1市1町が合併して管理部門のスリム化を進め、特に専門性やマンパワーの強化が求められる住民サービス部門の充実を図って行政サービスの維持・向上を進めるなど、アウトソーシング※を含め総合的な対応が必要となっています。

※ アウトソーシング

業務の一部を民間団体等に一括して請け負わせる行政経営的手法。これにより行政組織のスリム化や住民との協働のまちづくり等の促進に資する。

〈少子高齢化の推移〉

(単位：人、%)

		平成7年	平成17年	差引
小林市	年少人口 (14歳以下)	8,243 (18.9)	5,964 (14.5)	2,279人の減少 (減少率は27.6%)
	老年人口 (65歳以上)	8,399 (19.3)	10,936 (26.6)	2,537人の増加 (増加率は30.2%)
野尻町	年少人口 (14歳以下)	1,587 (17.2)	1,088 (12.5)	499人の減少 (減少率は31.4%)
	老年人口 (65歳以上)	2,112 (23.0)	2,728 (31.5)	616人の増加 (増加率は29.2%)
合	年少人口 (14歳以下)	9,830 (18.6)	7,052 (14.2)	2,778人の減少 (減少率は28.3%)
計	老年人口 (65歳以上)	10,511 (19.9)	13,664 (27.4)	3,153人の増加 (増加率は30.0%)

資料：国勢調査

3 財政基盤を強化し、地方分権の推進と協働のまちづくりを進めるために

1市1町は、合併して、規模の拡大を図って財政基盤を強化するとともに、住民参画のまちづくりを進め、行政と住民が協働して地方分権の推進に対応していく必要があります。

現在において1市1町は表〈財政指標（平成19年度）〉に見るとおり、経常収支比率や実質公債費比率が比較的高く財政の硬直化が進んでいることや、財政力指数が低く財政基盤が脆弱なことに加えて、今後さらに国の財政構造改革による地方交付税や補助金の削減等により、財政状況は一層厳しさを増すことが見通されます。このため、現行の行政サービス水準を維持していくことが困難になることも予想されることから、財政基盤の大幅な強化が必要となっています。

さらに、このような厳しい財政状況の中で地方分権の推進に対応し、自らの責任と判断で個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、行政だけの対応では不十分であり、積極的に住民もまちづくりに参画する地域協働のまちづくり体制の確立が必要不可欠な要素となります。

これらの課題を解決するため、1市1町は合併して地方分権の受け皿にふさわしい行政体制の確立を図るとともに、経費削減効果や国の財政支援措置の活用等を図って財政基盤を強化する必要があります。さらには、今回の合併を契機として、本地域住民のまちづくり参画意識の一層の高まりに期待し、より多数かつ多分野にわたる住民参画・協働のまちづくりを進めていくことが必要です。

〈財政指標（平成19年度）〉

	小林市	野尻町
経常収支比率(%) ※	97.9	92.1
財政力指数 ※	0.402	0.235
実質公債費比率(%) ※	13.6	12.9

資料：地方財政状況調査

※ 経常収支比率

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費などの経常経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、この比率が低いほど普通建設事業費などの臨時的経費に充当できる一般財源があり、財政構造が弾力性に富んでいることとなります。一般的に100%に近くなるほど、硬直化が進んでいるといえます。

※ 財政力指数

財政力指数とは、財政力の強弱を示すものであり、一般財源必要額に対して市税等の一般財源収入額がどの程度確保されているかを測るもので、指数が高いほど裕福な団体となります。

$$\text{財政力指数} = \text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額（3ヶ年平均）}$$

※ 実質公債費比率

実質公債費比率とは、平成18年度から地方債許可制度が協議制度に移行したことに伴い、従来の公債費比率や起債制限比率に代わる新しい比率で、これにより起債制限等を行うこととされました。実質公債費比率は、基本的には分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道や下水道など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、PFI（Private Finance Initiative：公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）や一部事務組合等の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることです。

財政健全化法による早期健全化基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準を25%とし、財政再生基準は、市町村・都道府県とも、現行の地方債協議・許可制度において、公共事業等の許可が制限される基準を35%としています。

4 住民の生活圏・経済圏に即した一体的・効率的なまちづくりのために

1市1町はすでに一体的な日常生活圏を形成しており、合併して一体となった行政組織、住民団体組織等を確立し、効率的なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

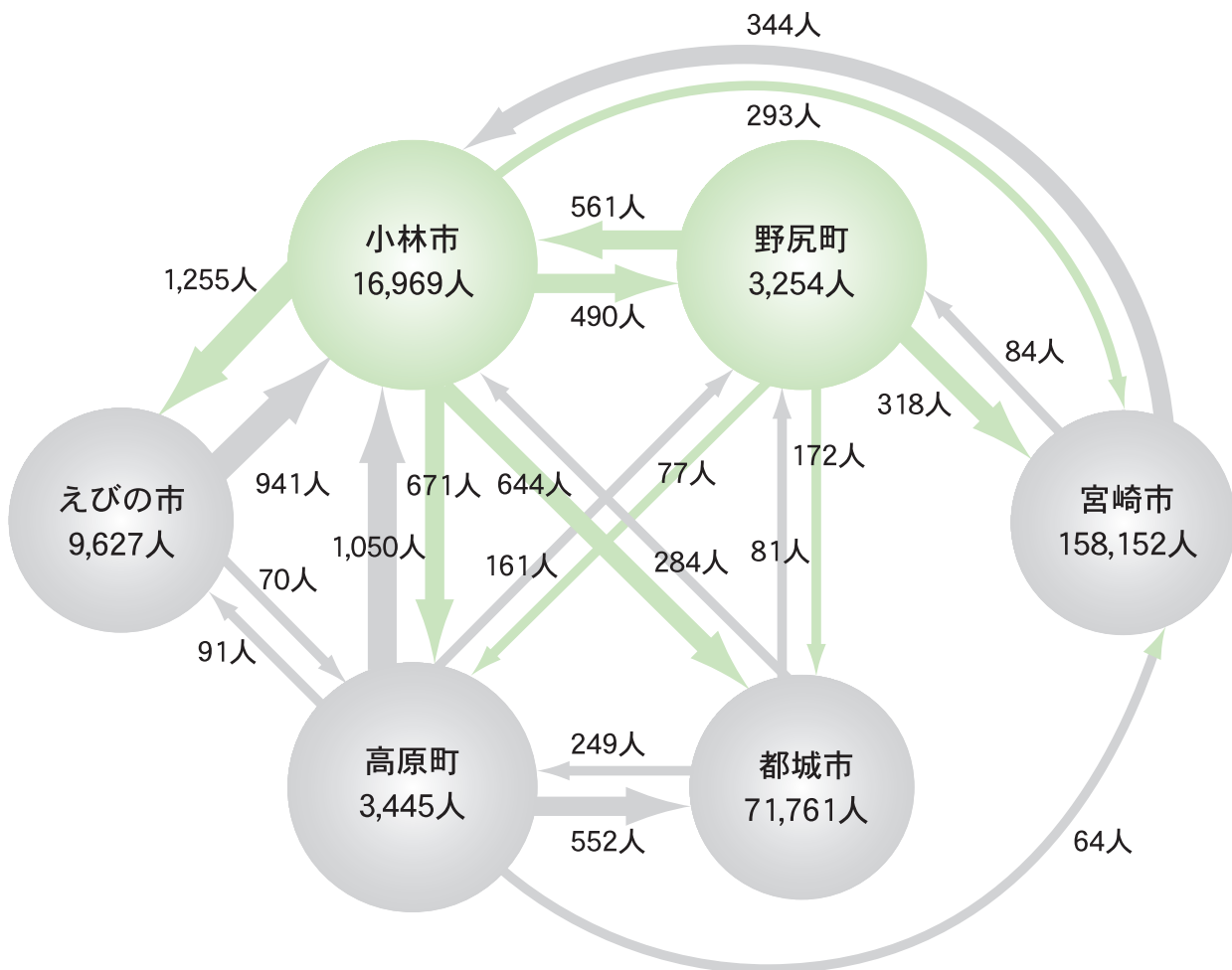
1市1町は、地理的な近接性に加え、古くから歴史・文化、経済、生活等、多くの面で共通性と結びつきを持ってきました。特に通勤・通学、買物、通院等の住民の日常生活や民間の経済活動は、現在、その多くが小林市を中心に行われており、すでに一体的な日常生活圏・経済圏が形成されているといえます。

また、行政面においても、ごみ・し尿処理等については、高原町を含む1市2町で一部事務組合を設立し共同事業を行っているほか、さらにえびの市を含めた4市町で構成される西諸広域行政事務組合において、消防・救急業務や葬祭施設・ごみ処理施設の設置運営などの行政施策を展開するなど、1市1町の連携・一体化が進んでいます。

このように、住民の日常生活圏・経済圏として、また行政面でも連携・一体化が進んでいる状況の中で、現在の行政区域があることは、土地利用や都市計画、道路整備等の都市基盤の整備をはじめ、地域一体となった総合的な取り組みが必要な分野においては、効率面や整合性の面で制約要因になっているともいえます。

このため、1市1町は、住民の生活や経済活動の実態に見合った枠組みで合併し、住民ニーズに即した一体的・効率的なまちづくりを進めていくことが必要です。

〈本地域の就業者の状況（平成17年）〉



- (注1) 数字は15歳以上就業者数で、●●内の数値は自市町内就業者数
- (注2) 矢印は通勤の方向、矢印のそばの数字は通勤者数(通勤者数50人以上のみを示しています)
- (注3) ●は1市1町、●●は1市2町以外で通勤者の多い市

資料：国勢調査

第2章 本地域の現状と課題

1 本地域の概要

1) 位置・地勢・気候

本地域は南九州の中央部及び宮崎県の南西部に位置し、北部は西米良村、熊本県多良木町、東部は綾町、宮崎市、南部は高原町、都城市、鹿児島県霧島市、西部はえびの市、熊本県あさぎり町と接しています。本地域の南西部には霧島連山が、北部には九州山地の山岳が連なり、緑豊かな森林や高原が開け、清らかな溪流美を誇る河川とその流域には優良農地が広がり、温泉や湖沼などの個性的な地域資源も多数有しています。

面積は 563.09km² で宮崎県の 7.3% を占めています。

気候は、夏暑く、冬は冷え込む内陸型の温暖多雨地域に属しており、年平均気温は約 16 度、年平均降水量は 2,600 mm を超えます。また、昼夜の気温差や夏と冬の寒暖差が大きく、霧の発生が多い地域です。

〈面積〉

区分	小林市	野尻町	計
面積 (km ²)	474.23	88.86	563.09
構成比 (%)	84.2	15.8	100.0

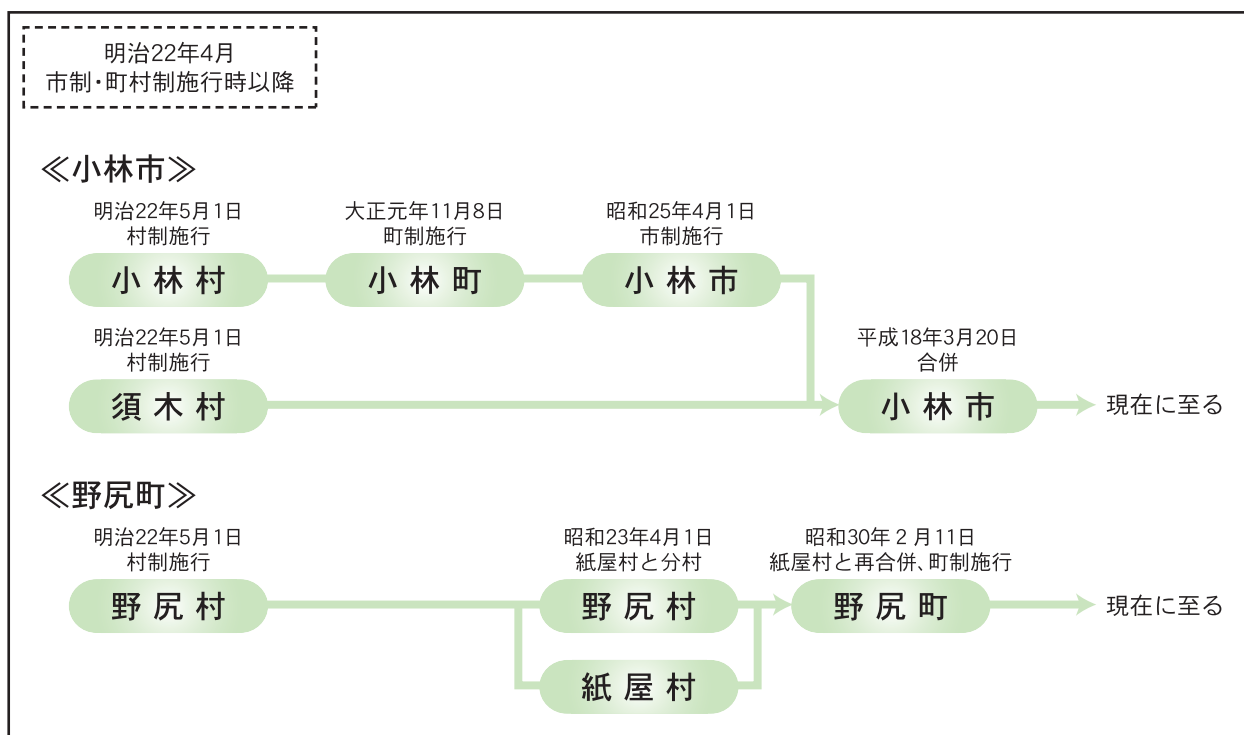
2) 歴史・沿革・まちづくりの推移

① 歴史・沿革

明治時代までに自然発生的に生まれた村は、明治 22 年 (1889 年) の市制・町村制の施行により、全国一律に町村合併が断行されました。これに合わせて小林村、須木村、野尻村の 3 村が誕生しました。

その後、小林村は大正元年に町制施行し小林町に、さらに昭和25年には市制施行し、小林市となりました。平成18年には小林市、須木村が合併して現在に至っています。野尻村は昭和23年に紙屋村が分村したものの昭和30年に両村が再合併し野尻町となり、現在に至っています。

〈本地域の合併の変遷〉



② 1市1町のまちづくりの推移

〈小林市〉

小林市は西諸地方の中心地として発展し、産業・経済等の広域的な拠点都市としての役割を担い、周辺市町からの通勤・通学者の流入も多く、各市町の小林市への依存度が高くなっています。また、生駒高原の花や星、出の山公園の蛍と湧水、すきむらんどや山村体験と温泉等の地域資源を活かして農業と観光をベースにしたまちづくり、さらには市民と行政の協働によるまちづくり等を進め、「元気あふれる交流都市」の実現を目指しています。

〈野尻町〉

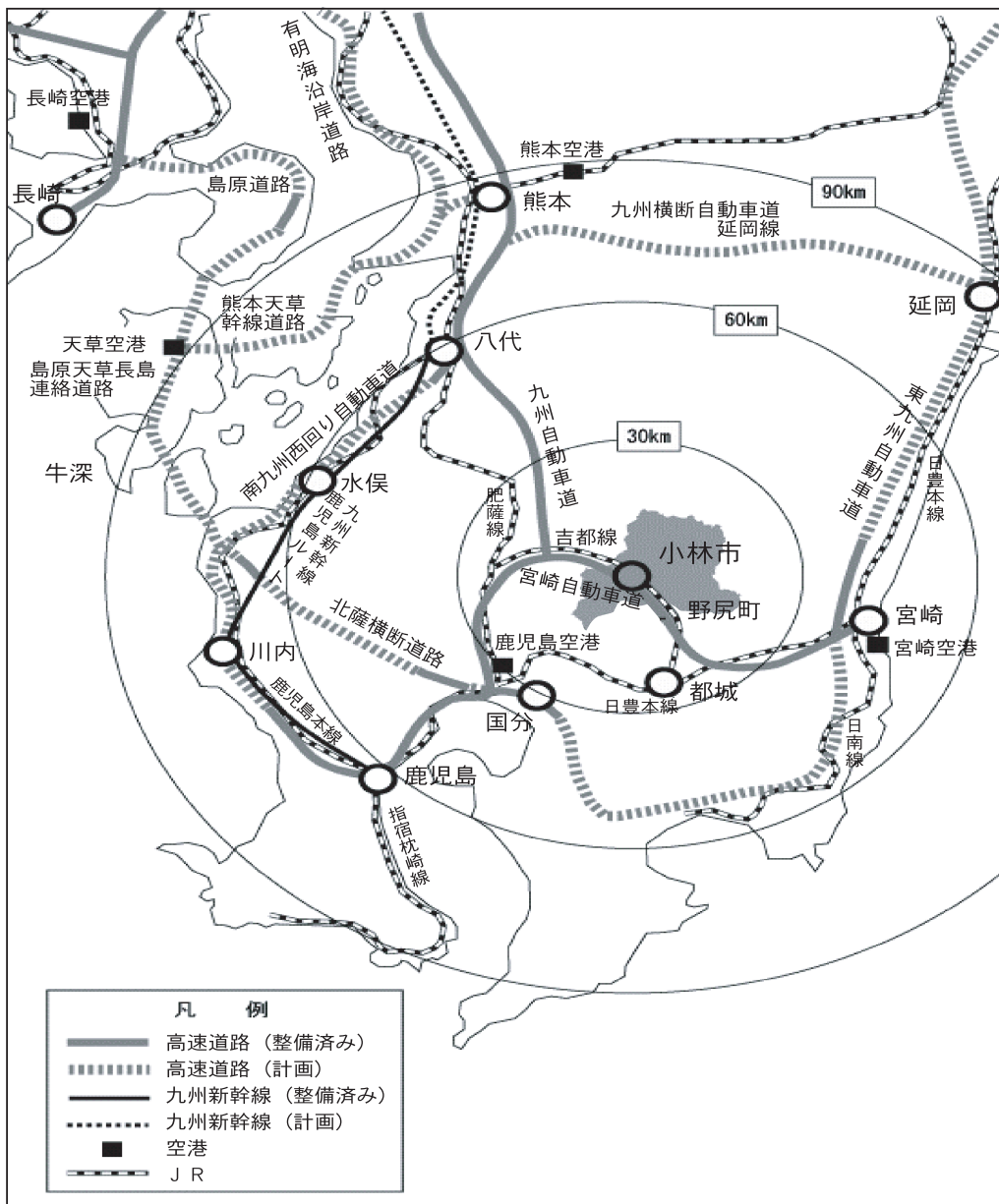
野尻町は「一度は行ってみたい町・住んでみたい町・住んでよかった町」を目指して、農業と観光のまちづくりを進めています。農業面では、本地域共通の畜産の振興に加えて、施設園芸に積極的に取り組み、県内一の生産量を誇るメロン、近年では完熟マンゴーなどが特産品となっています。観光面では総合レジャー施設“のじりこぴあ”や“道の駅ゆ〜ぱるのじり”等を整備し誘客しています。また、交通の要衝にあるという地の利を活かした大規模宅地分譲事業にも取り組んでいます。

3) 交通

国道221号、265号、268号及び宮崎自動車道などの広域交通網が小林市を中心に放射状に整備されており、小林市と野尻町を結ぶほか、広域的に宮崎市、鹿児島市、熊本市などの地方中核都市や九州自動車道、東九州自動車道、宮崎空港、鹿児島空港などと連絡しています。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松を結ぶ61.6kmのJR吉都線が市内を通過しており、主に通学的手段として利用されています。

〈本地域の広域交通網図〉



〈本地域の概要図〉



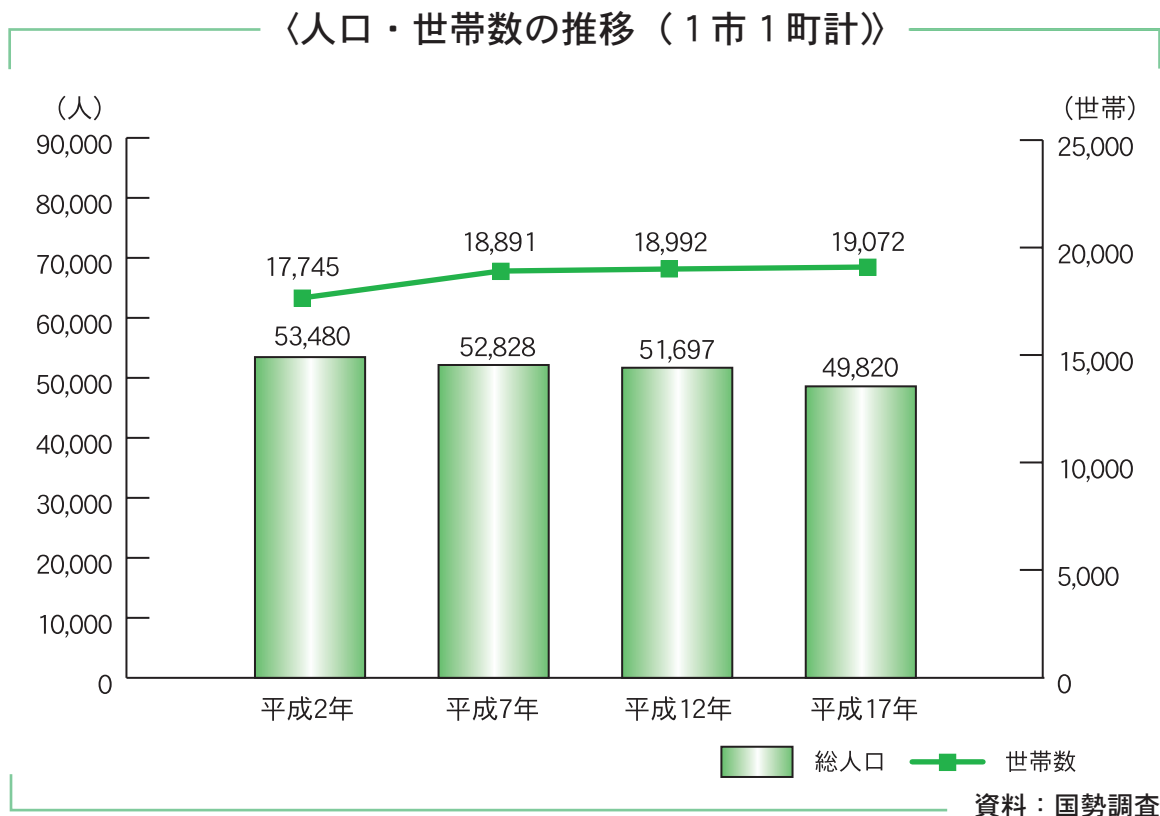
4) 人口と世帯

本地域の人口は、国勢調査の合計で見ると、平成2年の53,480人から、平成17年には49,820人へと3,660人の減少となっています。平成2年から平成17年の15年間における人口は、年平均0.5%の減少傾向で推移してきています。

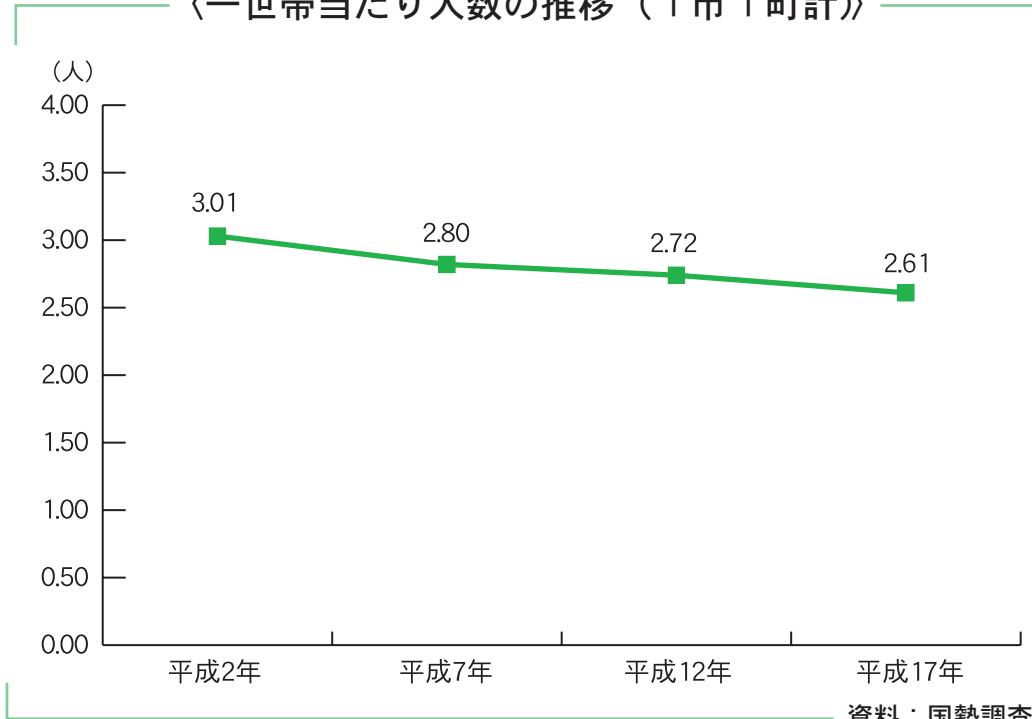
また、年齢別にみると、14歳以下の年少人口比率は平成2年の20.8%から平成17年には14.2%へ減少、一方、65歳以上の老年人口比率は、平成2年の16.0%から平成17年には27.4%と増加しており、少子高齢化の傾向は本地域においても顕著に現れています。なお、高齢化率は、国の平均（20.1%）及び県平均（23.5%）の数字を上回っています。

さらに、15歳から64歳の生産年齢人口は、平成2年の63.1%から平成17年には58.4%に減少しています。

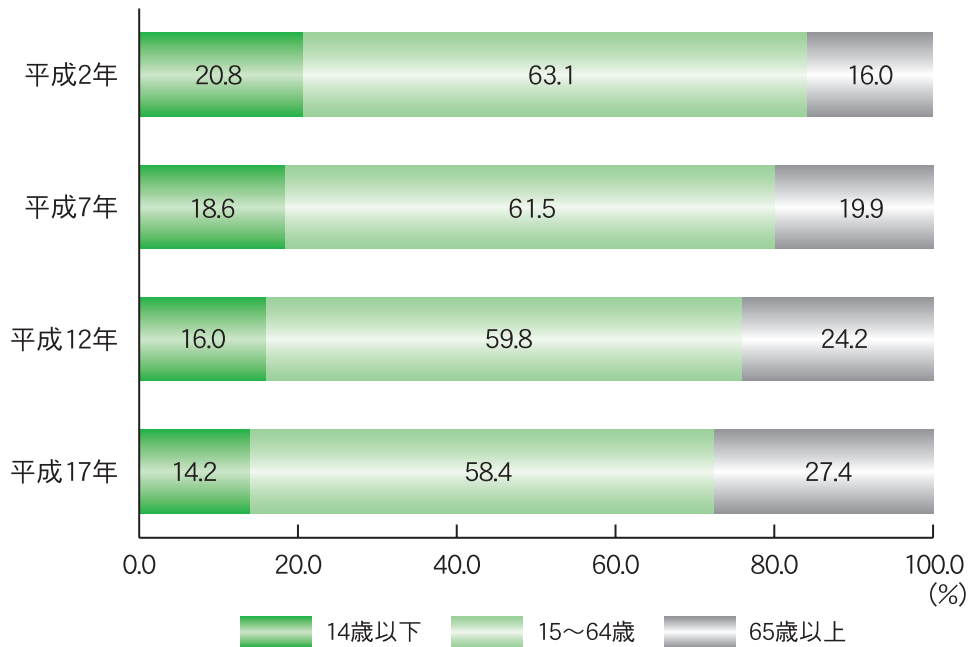
世帯数は、平成2年の17,745世帯から平成17年の19,072世帯へ増加し、一世帯当人数は、平成2年の3.01人から平成17年の2.61人となっており、核家族化、世帯の多様化の傾向がうかがえます。



〈一世帯当たり人数の推移（1市1町計）〉



〈年齢階層別割合の推移（1市1町計）〉



(注) 年齢不詳があるため、合計が必ずしも100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

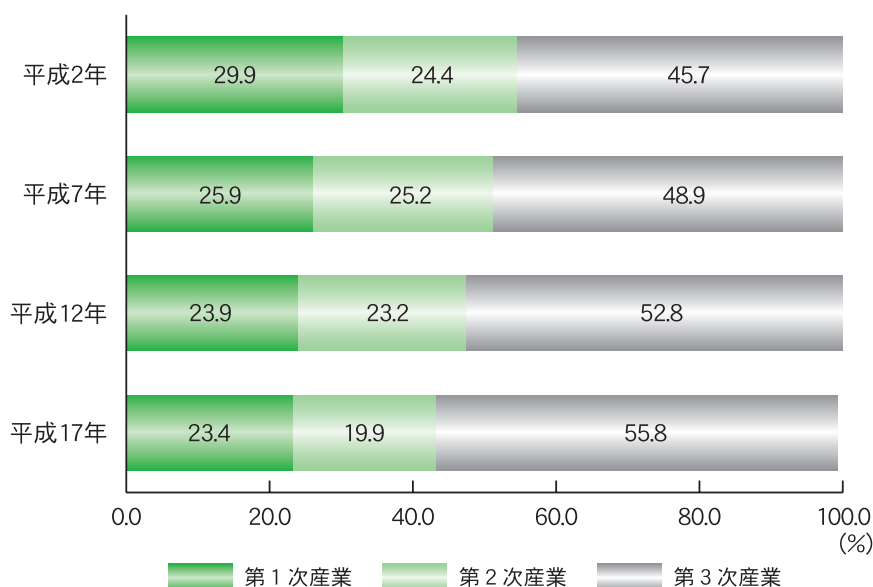
5) 産業

① 産業別就業人口

本地域の就業構造を平成17年の国勢調査結果でみると、第1次産業が5,868人(23.4%)、第2次産業が5,002人(19.9%)、第3次産業が14,027人(55.8%)となっています。

第1次産業の割合は国の4.8%、県の12.7%を大きく上回っており、基幹的産業となっている様子が見えませんが、平成2年に比べ、平成17年では6.5%減少しています。一方、第3次産業の割合は、平成2年に比べ10.1%の増加となっています。

〈産業別就業者割合の推移（1市1町計）〉



(注) 分類不能があるため、合計が必ずしも100%にならない場合がある。

資料：国勢調査

② 産業の状況

〈農業〉

本地域は畜産を中心に農業を基幹産業として発展してきましたが、近年はメロンや完熟マンゴーにみられるように畜産、園芸などを組み合わせた複合経営に移行しつつある状況です。

今後西諸地区畑地かんがい事業の進捗等に合わせ、一層付加価値の高い農業経営に取り組み、後継者や新規就農者が育つ農業にしていく必要があります。

〈主要農作物〉

	1位	2位	3位	4位	5位	6位
小林市	肉用牛	豚	生乳	ブロイラー	米	メロン
野尻町	肉用牛	ブロイラー	豚	メロン	ひな	米

(平成 17 年農業産出額上位 6 位)

資料：宮崎県生産農業所得統計

〈商工業〉

商業については小林市市街地及び幹線沿道に集中していますが、魅力ある地元商店街を形成するため商業環境の整備に努めていく必要があります。

〈卸小売業〉

	商店数	従業員数（人）	年間商品販売額（万円）
小林市	652	3,597	8,093,857
野尻町	102	427	662,337

(平成 16 年商業統計結果より)

資料：県統計調査課「宮崎県の商業」

工業については、地域産業としては木材・家具や食品加工業等の中小企業が中心ですが、企業誘致対策の充実等を検討し、地域の働く場の拡充に努めていく必要があります。

〈主要製造業〉

	1位		2位		3位		4位	
小林市	家具	23	木材	22	食料品	20	飲料・たばこ	10
野尻町	金属	7	食料品	5	木材	4	窯業・土石	3

(平成 17 年事業所数の上位 4 業種)

資料：県統計調査課「事業所・企業統計調査」

〈観光〉

両市町とも観光振興をまちづくりの中核に位置づけ、豊かな自然や温泉、歴史文化等を活かして観光施設整備や体験型観光の充実などに努めています。今後とも、ますます激しくなる地域間競争に打ち勝っていくために、各施設・イベントのネットワーク化や環霧島の広域ネットワーク化の推進等他市町と連携した情報発信機能の拡充等を図って、国内外からの入込客を増やしていく必要があります。

6) 医療・福祉・生活環境等

医療・福祉

- ① 本地域には小林市立市民病院をはじめ、民間も含めて12の病院、37の診療所が立地しています。さらに福祉面では22の保育所、4つの特別養護老人ホーム等が整備されています。今後一層医療施設間の連携や医療と保健福祉の連携強化等に努め、安心して生涯を託せるまちづくりを進めていく必要があります。

〈医療・福祉の施設数〉

	病院	診療所	歯科	保育所	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人デイサービスセンター
小林市	10	36	14	18	1	3	16
野尻町	2	1	2	4	0	1	3

(医療は平成18年12月、福祉は平成20年4月現在) 資料：県医療薬務課資料及び県長寿介護課資料

② 生活環境

生活環境面では、両市町とも上水道普及率やごみ収集率は100%近く整備されていますが、下水道普及率・ごみリサイクル率ではいずれも50%以下となっています。また道路改良率は、行政面積や地形等にもよりますが、相違がみられます。今後は下水道整備（公共下水道のほか農業集落排水、合併処理浄化槽を含む）やごみリサイクル率の向上等に重点的に取り組み、地域環境の一層の充実に努めていく必要があります。

〈公共施設整備状況〉

	道路改良率	道路舗装率	上水道普及率	下水道普及率	ごみ収集率	ごみリサイクル率
小林市	37.7%	82.3%	97.1%	48.5%	94.3%	39.9%
野尻町	80.3%	91.8%	95.8%	40.8%	100.0%	32.1%

(下水道は平成 18 年、他は平成 17 年現在)

(注) 下水道普及率には、下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽を含む。

ごみリサイクル率＝資源ごみの量÷ごみ収集量（一般のリサイクル率とは異なる）

資料：「みやざきの市町村」及び環境省「一般廃棄物処理実態調査」

③ 教育・文化・スポーツ

教育・文化・スポーツ施設については、両市町とも基本的に整備されています。今後は住民ニーズに即した設備等の更新や施設運営・活用内容の充実に努めていく必要があります。

〈教育・文化・スポーツ施設数〉

	幼稚園	小学校	中学校	高校	特別支援学校	公民館	図書館	多目的運動広場	体育館	野球場・ソフトボール場
小林市	6	11	8	4	1	1	1	6	9	2
野尻町	1	3	2	0	0	2	0	4	3	0

(平成 19 年 4 月現在)

資料：県統計調査課「学校の現状」、県教育委員会生涯学習課「宮崎県の生涯学習・社会教育」、県教育委員会スポーツ振興課「宮崎県の体育・スポーツ」

7) 行財政

1市1町の職員数（一般職員）は457人で、職員1人当たりの住民数は109.0人となっています。

〈本地域の職員数（平成20年度）〉

（単位：人）

区分	小林市	野尻町	合計
職員総数	517	110	627
一般職員数	351	106	457
職員1人当たり住民数	117.2	81.8	109.0

（注）職員1人当たり住民数は、一般職員数の平成17年国勢調査人口に対するものである。

資料：一般職員数は平成20年度一般会計予算書

職員総数は各市町調（平成20年4月1日現在）

1市1町の議員数は34人で、議員1人当たりの住民数は1,465.3人となっています。

〈本地域の議員数（平成20年度）〉

（単位：人）

区分	小林市	野尻町	合計
議員数	24	10	34
議員1人当たり住民数	1,714.6	867.0	1,465.3

（注）議員1人当たり住民数は、議員数の平成17年国勢調査人口に対するものである。

資料：平成20年度一般会計予算書

平成20年度の義務的経費の割合は小林市が52.0%、野尻町では47.8%となっています。

また、投資的経費については、小林市は8.9%、野尻町は19.3%となっています。

〈本地域の財政〉

(単位:千円,%)

区 分		小林市	野尻町	合 計
歳入総額	平成 18 年度	18,695,857	5,678,761	24,374,618
	平成 19 年度	18,730,736	5,006,091	23,736,827
	平成 20 年度	16,633,000	4,736,000	21,369,000
歳出総額	平成 18 年度	18,411,476	5,482,266	23,893,742
	平成 19 年度	18,483,751	4,815,744	23,299,495
	平成 20 年度	16,633,000	4,736,000	21,369,000
義務的経費 の割合	平成 18 年度	46.9	38.7	45.0
	平成 19 年度	46.8	46.4	46.7
	平成 20 年度	52.0	47.8	51.1
投資的経費 の割合	平成 18 年度	18.0	28.7	20.4
	平成 19 年度	13.7	20.7	15.2
	平成 20 年度	8.9	19.3	11.2

資料：地方財政状況調査（平成 18 年度、平成 19 年度）、一般会計予算書（平成 20 年度）

（注 1）義務的経費の割合：義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）÷歳出総額× 100

（注 2）投資的経費の割合：投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）÷歳出総額× 100

〈本地域の住民 1 人当たりの歳入・歳出額（平成 20 年度）〉

(単位:千円,人)

区 分	小林市	野尻町	合 計
住民 1 人当たり歳入・歳出額	404.20	546.25	428.92
平成 17 年度国勢調査人口	41,150	8,670	49,820

（注）住民 1 人当たり歳入額・歳出額は、平成 20 年度一般会計予算書の歳入総額・歳出総額を平成 17 年国勢調査人口で除したものである。

資料：平成 20 年度一般会計予算書

平成 19 年度の決算で、本地域の経常収支比率をみると、小林市は 97.9%、野尻町は 92.1%と財政構造の硬直化が進んでいることがうかがえます（8 ページ表〈財政指標（平成 19 年度）〉参照）。

2 住民のニーズと期待

合併に対する期待や心配、新市の将来イメージなどについて、住民の意向を把握する必要がありますが、本計画策定にあたっては、アンケート調査を実施することが困難であったため、直近の平成20年5月に実施した小林市・高原町・野尻町合併協議会のアンケート調査結果を参考にまとめると次のとおりです。

- 新市の自治体は行政運営にあたって経費の削減に努めること
- 行政・福祉・医療サービスは、低下しないよう努めること
- 公共施設の相互利用など、新市全体で各施設の効率的な活用を図ること
- 中心部だけが発展し、周辺部が取り残されることがないように新市全体の均衡ある発展に努めること
- 先人達によって長年にわたって培われてきた各地域の伝統、文化は新市になっても尊重すること
- 公共交通機関や情報通信網の整備充実に努めること
- 広域的な視点に立った施策展開を充実し、特に企業誘致や観光開発など新しい産業開発に取り組み、雇用の場の拡充に努めること
- 全国に誇れる歴史文化や美しい自然景観等を生かして新市としてのイメージアップに努めるとともに、子育て支援の充実など若者のニーズに即した施策展開を進め、若者の定住促進を図ること

これらの住民ニーズは、新市として取り組むべき施策内容に反映させるなど、住民ニーズに即したまちづくりに活かしていくこととします。

3 本地域の特性と課題

1) 本地域の特性

新市としてのまちづくりの方向性を定めるためには、長所や個性を一層際立たせ、さらに磨きあげていく視点に立ち、本地域の財産である特性・資源をあらためてとらえ直す必要があります。今後のまちづくりに生かすべき代表的な特性・資源は、以下のとおりです。

① 本地域は、交通条件が整備された県西部及び南九州の中心都市です

小林市市街地を中心に、国道221号、265号、268号及び宮崎自動車道などの広域交通網が放射状に整備されているとともに、小林インターチェンジがあり、宮崎市、鹿児島市、熊本市などの地方中核都市と連絡して、本地域の交通の拠点性を高めています。

また、鉄道は、日豊本線に接続する都城と肥薩線に接続する吉松を結ぶ61.6kmのJR吉都線が地域内を通過しており、主に通学的手段として利用されています。

② 本地域は、農業を基幹に発展し、わが国食料供給基地の一角を担っています

本地域は伝統的に農業を中心に発展してきました。日本一と評価も高い肉用牛などの畜産のほか、米、野菜などを生産し、南九州の食料供給基地としての役割を担うとともにメロン、完熟マンゴー、栗、ゆずなどの多様な特産物を産出しています。今後、西諸地区畑地かんがい事業の進捗や地域内に立地している県農業試験場などと連携した先端農業技術・バイオマス（動植物から生まれるエネルギー資源）技術の導入等により、一層その機能の拡充を図っていくことが可能です。

③ 本地域は、優れた自然環境を有しています

本地域には、霧島山系を代表する名峰高千穂峰や韓国岳、これらを源とする豊富な湧水、緑豊かな高原と湖、清らかな溪流美を誇る河川とその流域に広がる優良農地など豊かな自然に恵まれており、未来に残すべき美しい自然景観を有しています。

④ 本地域は、高原性リゾート地としての観光資源が多彩です

交通の要衝であることその他、本地域には観光資源が多数あります。

霧島連山や生駒高原、出の山公園、三之宮峡、すきむらんど、のじりこびあなどの景勝地、農山村としての景観や湯量が豊富な温泉等々、多様な交流を促進する資源が多彩であり、観光活用の可能性を有しています。

⑤ 本地域は、貴重な歴史・文化資源に恵まれています

本地域は、各地に伝承芸能や歴史的・文化的資産が多くあります。これらの地域が誇るべき文化財・郷土芸能の保存・継承は重要であり、さらに埋蔵文化財も存在しており、これらの活用による文化の香り高いまちづくりが期待されています。

⑥ 本地域は、情緒豊かな人が住み、住民活動が活発なまちです

優れた自然や貴重な歴史・文化から醸し出される豊かな風土・気候に育まれてきた住民性はフロンティア精神にあふれ、ボランティア活動や生涯学習活動、地域福祉活動などの活発な住民活動につながっており、今後のまちづくりにおいて積極的に伸ばしていくべき本地域の優れた特性です。

2) まちづくりの主要課題

以上の現状把握から、本地域におけるまちづくりの主要課題は次のように整理されます。

① 地域の特性を踏まえた快適な生活環境の形成

持続可能な循環型の社会づくり、安全・安心を追求する時代への対応、人々の定住促進に向け、優れた自然や貴重な歴史・文化を有するまちとして、河川、森林、湖等の恵まれた自然環境の保全・活用など環境・景観重視の特色あるまちづくりを進めるとともに、美しくうるおいのある生活環境づくり、災害や交通事故、犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進し、自然や歴史・文化と共生し、快適で安全・安心な暮らしが実感できる、だれもが住みたくなる居住環境づくりを進めていく必要があります。

② 少子高齢社会に対応したやさしいまちづくりの推進

少子化に対応して、この地で子どもを育てたいと感じる人を増やすとともに、子どもたちが地域に見守られながら成長できる社会をつくっていく必要があります。また、高齢化が進む中で、高齢者が元気で安心して住み続けられる生活環境を確保するため、保健、医療・救急、福祉サービスの充実をはじめ、各種行政サービスの質の向上を図っていく必要があります。

③ 広域的な交通・立地条件を生かした産業機能の充実

広域交通の要衝にあるという地理的優位性を生かして、農林業の振興を図っていく必要があります。また、既存商店街の再生を図るため、中心市街地の活性化に努めていく必要があります。

さらに、宮崎自動車道小林インターチェンジによる発展可能性を踏まえ、物流拠点の整備を検討するとともに、新たな産業の立地、工業、観光等の振興、交流活動を促進する必要があります。

④ 地域を支える多彩な人材の育成

まちづくりには、まちづくりを支える多彩な人材が必要となるため、学校教育の充実や高等教育・専門教育機会の拡充等を図って人材の育成を図っていく必要があります。また、住民ニーズの多様化・高度化に対応して生涯学習環境の整備充実も重要となります。

さらに、各地域に伝わる歴史・文化資源、文化活動について、改めて本地域の共

通の財産として位置づけ、保護・振興を図るとともに、新しい市民文化の創造を図っていく必要があります。

⑤ 地域の活動を支える便利な生活基盤の整備

定住人口・交流人口の増加と地域の一体的発展に向け、本地域の優れた特性である交通立地条件を最大限に生かす視点に立ち、住民の合意に基づく計画的かつ調和のとれた土地利用のもと、人々が集う魅力ある市街地の形成をはじめ、道路・交通・情報ネットワークの整備など、定住を促進する便利で秩序ある都市基盤の整備を進めていく必要があります。

⑥ 自律による地域づくりの推進

各地域の特性、誇りや愛着を生かして、住民の一体感・連帯感を醸成していく必要があります。

また、行政は積極的な広報広聴活動・情報公開を行い、住民と行政との参画・協働を進める必要があります。

さらに、行政経営の視点から「さまざまな社会変化に柔軟に対応する21世紀型自治体」の実現と市民自治を確立していく必要があります。

第3章 主要指標の見通し

1 人口・世帯

① 総人口の見通し

平成2年から平成17年の国勢調査結果をもとに平成2年から平成17年の4回と平成12年から平成17年の2回の結果に基づく2通りの将来人口の推計を行いました。いずれの結果においても本地域の人口は今後も減少傾向が続くものと見込まれ、平成2年から平成17年の4回の推計結果をもとに予測すれば、平成31年には44,000人程度になると見通されます。

② 年齢階層別人口の見通し

上記の総人口を想定した場合の平成31年における年齢階層別人口は、年少人口は6,200人（14.1%）、生産年齢人口は22,780人（51.8%）、老年人口は15,020人（34.1%）となると見込まれます。

③ 世帯数の見通し

平成31年における世帯数は19,240世帯になると予測され、平成17年に比べて増加しているものの、減少傾向に転じると見込まれ、一世帯当人数も2.29人まで減少していくことが見込まれます。

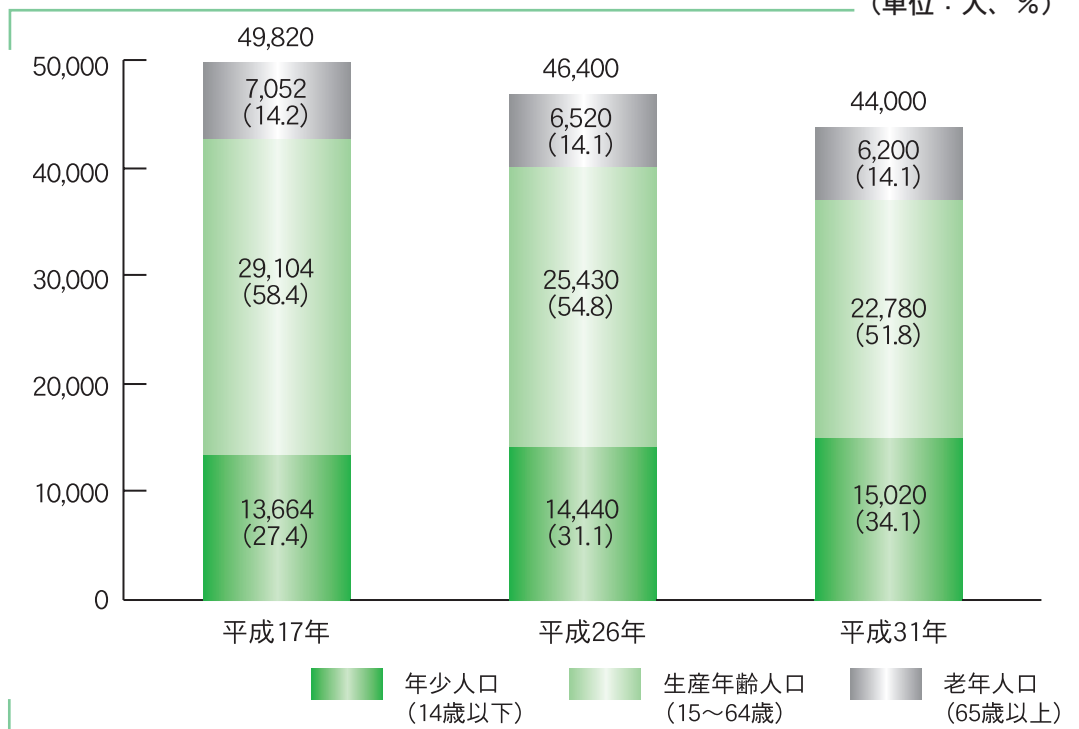
〈人口等の見通し〉

(単位：人、世帯、人／世帯、%)

項目	年	平成 17 年	平成 26 年	平成 31 年	年平均伸び率	
					H17 - H26	H26 - H31
総人口		49,820	46,400	44,000	△ 0.76	△ 1.03
年少人口 (14歳以下)		7,052 (14.2)	6,520 (14.1)	6,200 (14.1)	△ 0.84	△ 0.98
生産年齢人口 (15～64歳)		29,104 (58.4)	25,430 (54.8)	22,780 (51.8)	△ 1.40	△ 2.08
老年人口 (65歳以上)		13,664 (27.4)	14,440 (31.1)	15,020 (34.1)	0.63	0.80
世帯数		19,072	19,400	19,240	0.19	△ 0.16
一世帯当人数		2.61	2.39	2.29	—	—

(注) 総人口数には、平成 17 年に 2 人の年齢不詳を含む。

(単位：人、%)



2 就業構造

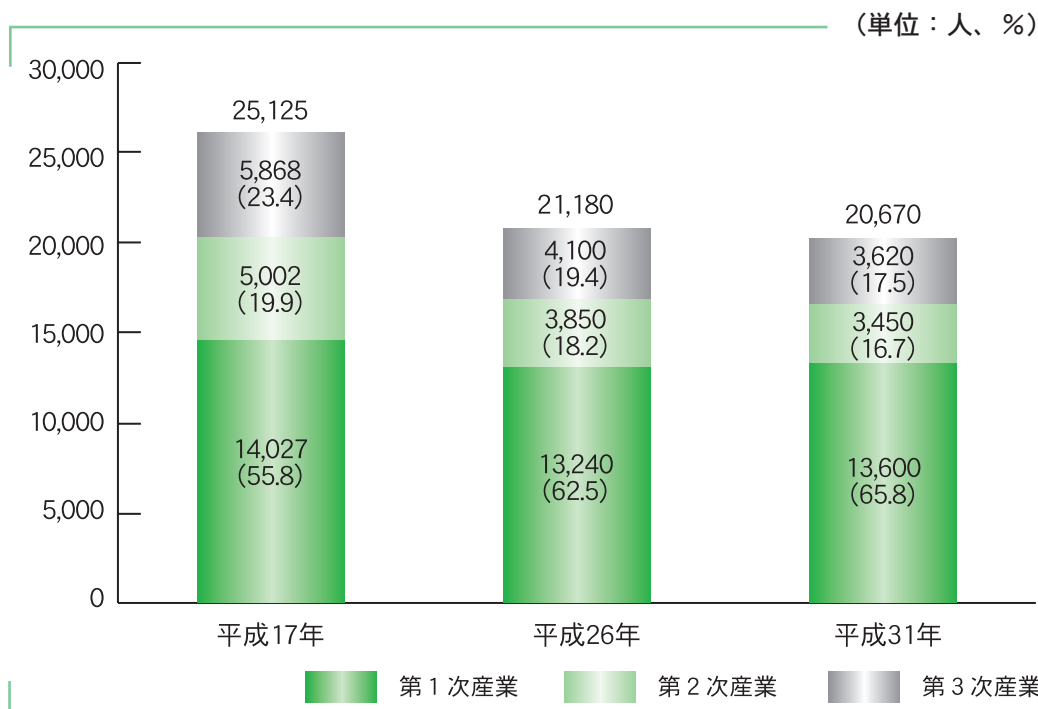
本地域の就業構造を平成17年の国勢調査結果でみると、第1次産業5,868人(23.4%)、第2次産業5,002人(19.9%)、第3次産業が14,027人(55.8%)となっていますが、先述の将来推計人口を想定すると、平成31年における就業構造は、第1次産業は3,620人(17.5%)、第2次産業は3,450人(16.7%)、第3次産業は13,600人(65.8%)程度になると見込まれます。

〈就業構造〉

(単位：人、%)

項目	年	平成17年	平成26年	平成31年	年平均伸び率	
					H17 - H26	H26 - H31
就業人口総数		25,125	21,180	20,670	△ 1.74	△ 0.48
第1次産業		5,868 (23.4)	4,100 (19.4)	3,620 (17.5)	△ 3.35	△ 2.34
第2次産業		5,002 (19.9)	3,850 (18.2)	3,450 (16.7)	△ 2.56	△ 2.08
第3次産業		14,027 (55.8)	13,240 (62.5)	13,600 (65.8)	△ 0.62	0.54
就業率		50.4	45.6	47.0	—	—

(注) 平成17年の就業人口総数には、228人の分類不能を含む。



第4章 新市まちづくりの基本方針

1 基本理念

基本理念

人々の知恵と融和で築くまちづくり

新市の個性を生かし、それぞれの地域が自立しながら連携（融和）して、新たなまちの歴史をつくっていくことが、これからのまちづくりの基本課題となっています。

新市は、南西部の霧島山系及び北部の九州山地の山岳、緑豊かな森林や高原と湖、清らかな溪流美を誇る河川とその流域に広がる優良農地、湯量が豊富な温泉資源や由緒ある歴史文化などの個性的な地域資源に満ち溢れています。

これらの自然や緑を背景として、優れた特産品が生まれるとともに、霧島山系を代表する名峰高千穂峰をはじめ韓国岳、御池、野尻湖などの自然系の観光・レクリエーション資源や人々の生活と結びついた個性豊かなイベントや祭事など、歴史に培われた伝統・文化などが数多くあります。

これらの豊かな自然と共生しながら、営々と培われてきた西諸地域の歴史・文化を継承しつつ、快適な住環境づくりや市民の融和と新たなコミュニティづくりを通して、多様な価値観の人々がともに生活できる環境づくりを行うことが重要です。

こうした中で、新市は宮崎自動車道や国道などの広域交通基盤の整備が進み、豊かな自然や農業と共生したまちとして、発展の可能性がますます高くなっています。

これらの優れた資源と可能性を改めて見直し、新たなまちづくりに総合的に活用することで、新市のこれからの可能性が見えてきます。

この可能性を最大限に活用するため、地域資源を生かしながら、そこに住むすべての人々がまちづくりに参画し、それらが活力となり、市民一人ひとりの知恵と融和の精神が新しいまちを創造して、幾世代にもわたって受け継がれ永遠に発展する「**人々の知恵と融和で築くまちづくり**」を目指します。

そのため、新市を構成する各地域がそれぞれの個性を発揮して機能分担を図り、それらが連携（融和）することによって、都市としての総合的な機能を強化するとともに、長い歴史の中で培われてきた地域の固有資源を保全及び活用して将来に継承し、持続的に発展する社会システムを形成します。

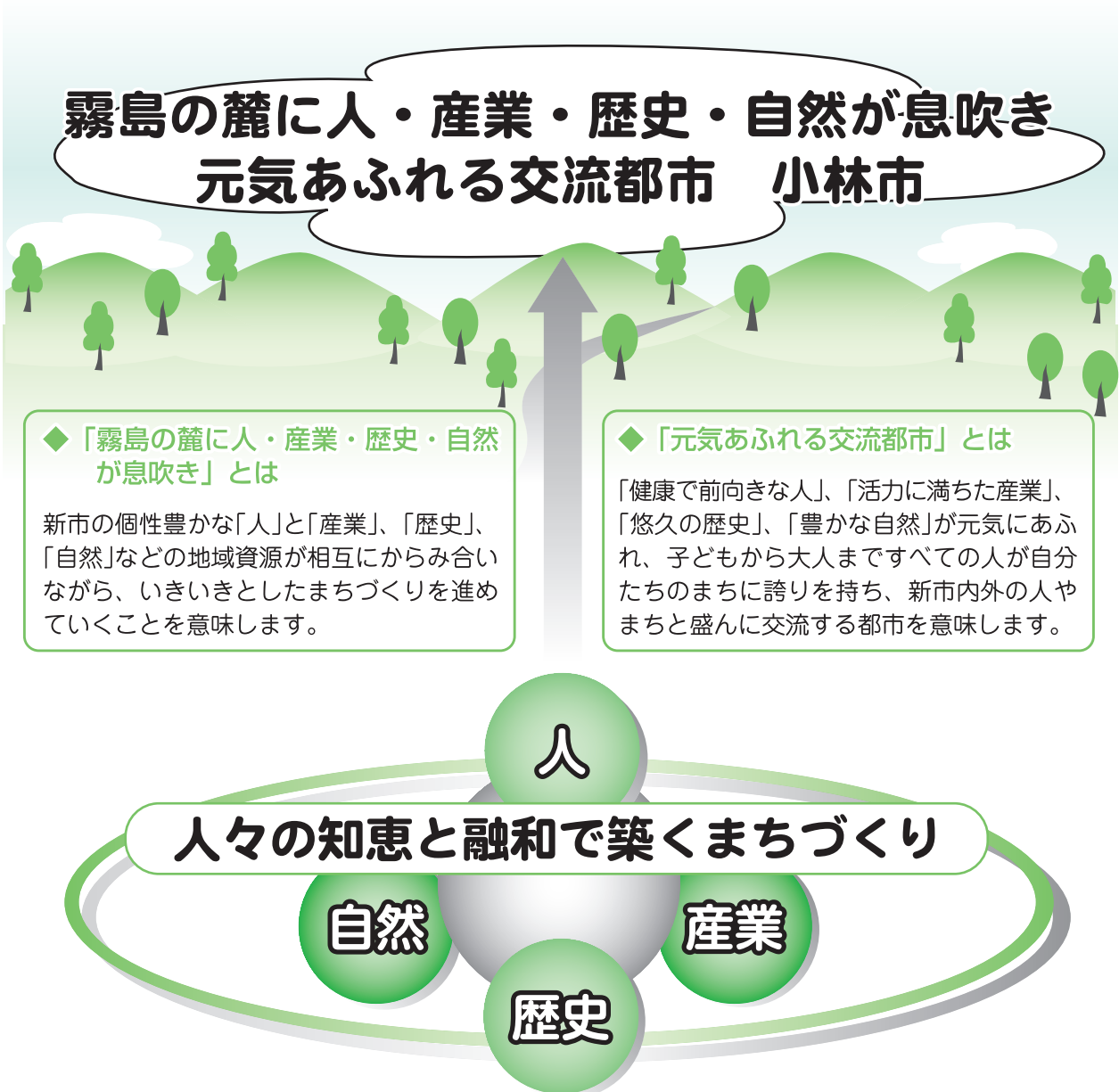
また、このようなまちづくりを推進していくため、自立したコミュニティの中で市民が知恵を出し合い、融和の精神をもって共生、交流、協働しながら、市民と行政がともに手をたずさえてまちづくりを進めることができる仕組みをつくり、市民の多様な意向をくみ取り、市民の視点に立った施策を進めます。

2 将来都市像

新市は、緑の自然と豊かな台地や平野を背景として、悠久の歴史に培われた伝統・文化や優れた産業を有しています。

将来にわたって、これらの豊かな自然と共生し、歴史に裏打ちされた地域資源を大切にするとともに、広域交通網を活用した南九州中部の交流拠点都市として、まちが元気にあふれ、みんなが活気に満ちたまちづくりを進めます。

したがって、新市の将来像を以下のように設定します。



3 将来像実現のための基本方針

まちづくりの基本理念をもとに、新市が抱える主要課題に応えながら、将来像を実現するため、まちづくりの基本方針を次の6つとします。

まちづくりの基本方針

- ① 自然と共生する美しい安心安全のまち
- ② 助け合いともに生きる生涯現役のまち
- ③ 地域の活力を創出する産業交流のまち
- ④ 個性あふれ次代を担う学習文化のまち
- ⑤ 住む喜びを実感できる生活優先のまち
- ⑥ 語らいとふれあいある参画協働のまち

1) 自然と共生する美しい安心安全のまち

山岳、森林、高原、河川などの自然や農地の緑の中で、多様な生物が息づく豊かな生態系が形成された環境を大切な財産として保全します。特に新市北部及び南西部の緑豊かな森林は、今後とも保全するとともに、北部の九州山地については多様な樹種を植栽して美しい一大パノラマ景観の形成を図ります。

また、人々の身近な生活空間に自然が満ち溢れ、その自然や緑を背景とした美しい街なみを整備するとともに、地球温暖化物質等の排出抑制、資源やエネルギーの有効利用、新エネルギーの導入などを通して、生活・産業などのすべての人間活動と自然環境が調和した持続可能な循環型社会を構築し、人と自然が将来にわたって共生するまちを目指します。

さらに、美しいまちづくり、特に、ごみ処理をはじめ、上下水道などの生活基盤の充実を通して、あらゆる世代の市民が安全で、安心して多様な生活スタイルを享受できる生活環境を整備し、生涯にわたって快適に暮らせるまちを目指します。

中でも、風水害や地震などの災害及び多様化する犯罪からの安全を確保し安心して生活できるまちを目指します。

2) 助け合いともに生きる生涯現役のまち

高齢社会を迎えて、保健・医療・福祉体制の充実と、地域ぐるみで高齢者や要支援者等への支援を行うとともに、地域の実情に合わせた施設の配置と各施設のネットワークを図り、市民にとって身近でしかも高度な対応が可能となる環境づくりを推進します。

また、介護予防の観点から国が取り組む「健康日本21」の理念の啓発などにより、病気になる前の健康対策の充実、介護保険制度の十分な活用と介護保険対象外サービスを充実するとともに、ノーマライゼーション（だれもが等しく同じ環境で暮らすことが普通とする考え方）思想の啓発と地域環境のバリアフリー（無障壁）化を図ります。

さらに、どのように子育てをしたらよいか分からない人への情報提供などを行い、地域ぐるみでの子育て支援体制づくりを進め、安心して子どもを産み育てる環境を整備します。

併せて、交流や助け合い活動を通して、みんなが心身ともに安心して、しかも、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

3) 地域の活力を創出する産業交流のまち

産業の活性化による就業の場の創出と若者定住は、まちの活力の源泉です。そのため、新市特有の気候、地形、土壌、水と緑などの自然的条件や南九州中部に位置し、九州縦貫自動車道や宮崎自動車道などの交通基盤が整備された地理的条件などを生かして、様々な産業が花を咲かせることが重要です。

農林水産業は、生産基盤の整備と生産物のブランド（銘柄の確立）化や高付加価値化を図るとともに、多面的な機能を生かし、グリーンツーリズム（農村体験活動）の展開など、「農」、「林」、「水産」が地域資源と連携した新しい稔り豊かな産業へと発展を図ります。

市民の雇用と生活の安定に寄与してきた地場産業は、広域的・総合的な視点に立って、企業間の連携を図り、知恵と工夫により新たな枠組みを構築して振興を図ります。

また、歴史に裏付けされた地域資源を見直し、産業の活性化に生かすとともに、新しい技術や活力ある企業の誘致を進め、雇用の場の創出や地域資源と結びついた新市のブランドの確立などを通して活力に満ちたまちを目指します。

観光については、各地域の豊かな自然や温泉、歴史文化などの観光資源に加えて特色ある農産品や総合運動公園等を総合的に活用して、滞在型・体験型の自然系観光・レク

リエーションのまちを目指します。中でも、スポーツ合宿の誘致などを通じた健康・スポーツランドづくりを推進します。

4) 個性あふれ次代を担う学習文化のまち

若者の地域定着を図り、学校を核として、ふるさとづくりをする『子どもを生き育てるまちづくり』を進めることが大切です。

学校教育については、目標を持ち、未来をたくましく生き抜く子どもの育成を推進します。

生涯学習については、まちづくりの拠点となる公民館などの施設や高齢者、ボランティア、NPO などの人材を有効に活用した“いつでも・どこでも・だれでも”学習できる生涯学習や文化活動の支援とスポーツ・レクリエーション活動の受け皿となるスポーツ施設や学校施設の有効利用などを推進します。

特に、将来を担う子どもたちの人格形成の場としてふさわしい環境を整備するとともに、新市の将来を担う地域のまちづくりリーダーを育成し、自分たちのまちに誇りをもってみんながいきいきと暮らせるまちを目指します。

また、地域の歴史に培われた地域文化資源の掘り起こしやその価値の見直し、それらの文化資源のネットワーク化などを通して、歴史と文化が薫るまちづくりを推進するとともに、地域の伝統や文化などの伝承活動の活性化をはじめとする支援体制を充実します。

さらに、広域交通基盤の整備が進み、地方ならではの豊かさが見直される中、文化・スポーツ・産業・観光など各分野での個性あふれる多彩な地域間交流、国際的な交流を推進します。

5) 住む喜びを実感できる生活優先のまち

地域の個性的な資源を生かしながら、それぞれの地域が自分たちの役割を認識し、連携することによって、新市の豊かな地域資源と都市機能が調和したまちを目指します。また、都市化に対応した土地利用、都市基盤、情報通信基盤などの市民の生活を支えるまちづくりを推進します。

さらに、複雑多様化する市民の生活ニーズに対応した中心市街地の活性化、新市の生活拠点間を結ぶ道路と宮崎自動車道や国道などの広域幹線道路とのバランスのとれた道路ネットワーク、地域間を結ぶ公共交通機関などの都市基盤の充実やバリアフリー

化を図り、すべての人にやさしく安全でしかも快適な都市環境が整ったまちを目指します。

6) 語らいとふれあいある参画協働のまち

地方分権下におけるこれからのまちづくりは、積極的な行政情報の提供や市民ニーズの把握など、市民と行政の情報共有を図りながら進めることが大切です。

市民ニーズが多様化・高度化する今日、コミュニティの再生・活性化支援、行政への市民参画の推進、ボランティア・NPO活動の推進・支援、そして男女がよきパートナーとして活躍できる男女共同参画の推進、人権の尊重など、その取組みへの期待もますます高まっています。

このような視点を踏まえ、市民と行政が信頼関係を築いた上で一体となって取り組む“協働のまちづくり”を進め、市民生活に密着した効果的な事業の展開と市民の満足感を高めるまちづくりを目指します。

さらに、将来にわたって充実した市民サービスを提供するため、積極的に行政改革を推進することはもちろん、自主財源の確保に努め、財政の基盤強化と健全化を目指します。

第5章 土地利用

1 土地利用の基本方針

1) 土地利用に際しての共通視点

■ ■ ■ ■ ■ 土地利用に際しての共通視点 ■ ■ ■ ■ ■

- 新市の背景となっている山間部、丘陵部や平野部、河川・湖などの自然環境を保全及び有効利用して、人と自然が共生するための土地利用を推進します。特に山岳及び高原レクリエーション資源の保全と利活用を図ります。
- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、新市の様々な社会経済活動を実現するための土地利用を推進します。

新市は、南西部は風光明媚な霧島山系、北部は九州山地の山林、そこに源を発する大小の河川が清らかな溪流を形成するとともに、稔り豊かな丘陵や平野を潤しています。これらの自然がもたらす恵みは、新市の貴重な財産として未来に引き継いでいく必要があります。

このような自然環境を背景に、山間部の豊富な森林資源や河川が形成する流域の肥沃な農地を生かした農林水産業の振興をはじめ、山岳部及び高原部でのレクリエーション資源の整備など新しい地域産業の展開が図られています。

また、新市は広域幹線交通基盤である宮崎自動車道や国道221号、265号、268号をはじめとして、主要な県道や市道、農林道などで市内拠点及び市外の市町村とつながっています。これらの広域的な交通基盤整備を活用し、新市の個性的な地域資源を生かして、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の期待が高まっています。

土地利用に際しての上記の共通視点を前提として、新市を大きく都市的土地利用地域、農林水産業的土地利用地域及び自然的土地利用地域の3つの地域とそれらをつなぐ地域内外連携軸から構成されるものとして、土地利用の基本方針を以下に示します。

2) 土地利用の基本方針

■都市的土地利用地域

都市的土地利用地域は都市的な機能を集積し、新市の都市的利便性とにぎわいを満喫できる地域で、小林市街地、須木市街地、野尻市街地、各国道沿線、宮崎自動車道のインターチェンジ周辺などを中心としたエリアを想定しており、都市拠点地域、商業地域、流通・新産業創出地域、住宅地域により構成されています。

① 都市拠点地域

都市拠点地域は地域の生活の核となる空間であり、従来から地域の生活や文化の拠点として発展してきましたが、今後も公共サービスの充実や住環境の整備に取り組み、個性的な空間を実現する地域として整備を図ります。

② 商業地域

商業地域は小林市街地及び各国道沿線などで、官公庁をはじめ民間商業施設が立地した地域です。今後も商業機能を充実し、新市の商業地の形成を図ります。

③ 流通・新産業創出地域

宮崎自動車道小林インターチェンジ周辺は交通の要衝であり、新市の流通及び新産業創出拠点として誘導を図ります。

また、物流施設や工場などの整備にあたっては極力用途の専用化を図るとともに、周辺環境の保全を図るために必要な立地規制も併せて行います。

④ 住宅地域

住宅地域は既存住宅地及びその周辺で、生活道路、公園、下水道などの都市施設の充実、地域の個性的な資源を生かしたまちづくり、適正な市街地形成及び農林水産業施策との調整を図ります。

■農林水産業的土地利用地域

農林水産業的土地利用地域は山・川などの豊かな自然環境を背景として、山間部の山林及び丘陵部の畑地、平野部の田園などの各種農林水産業生産の場と都市住民の癒しの場を整備する地域で、市街地以外の平野部、丘陵部及び山間部エリアを想定しています。

本地域は食料の安定供給や農地及び山林の多面的機能を活用した、農林水産業振興地

域としての持続的発展を図っていくため、生産基盤の整備と農林水産業経営の改革や消費者重視の営農活動により、収益性が高く、魅力ある農林水産業への再編を図ります。

また、本地域は農林水産業生産の場としてだけでなく、集落地区としての生活の場でもあり、本地域に暮らす市民が快適で豊かさを実感し、都会から訪れる人が緑豊かな農地や自然環境、伝統文化などを満喫できるように、美しく潤いのある住環境の形成を図るとともに、農地の景観を保全し、生態系の維持にも努めます。

■ 自然的土地利用地域

自然的土地利用地域は山岳部、緑豊かな山林や高原部及び平野部に点在する良好な自然地で、霧島山系周辺の山岳部、高原部及び丘陵部は霧島屋久国立公園に、また、北部の九州山地の一部は九州中央山地国定公園に指定され、自然景観や自然環境が豊かで生物多様性に富んだ地域です。

これらの貴重な自然環境を保全するとともに、都市では味わえない山岳や高原の恵みを体験できるゾーンとして整備を図ります。

■ 地域内外連携軸

都市的土地利用地域、農林水産業的土地利用地域及び自然的土地利用地域の連携、新市の地域生活拠点の連携、新市外との連携を実現する地域内外幹線道路の整備を図ります。

2 将来都市構造

土地利用計画の前提となる将来都市構造を、土地利用の基本方針を前提に下記にあげる軸、拠点、ゾーンの組み合わせとして構成します。

都市構造を構成する要素

(1) 都市構造の基本となる自然軸・都市軸

自然軸、都市軸

(2) 都市中心地域及び拠点

都市中心地域、地域生活文化拠点、流通・新産業創出拠点、交通拠点

(3) ゾーン区分

市街地ゾーン、集落と農業の振興ゾーン、山岳及び緑豊かな山林・高原ゾーン、自然公園ゾーン

1) 都市構造の基本となる自然軸・都市軸

新市の南西部を霧島山系の山林、北部は九州山地の山林、それを源として標高を下げながら流れる河川より構成されるのが自然軸です。

また、新市内における諸活動の軸として機能している国道221号、265号、268号、宮崎自動車道及び鉄道などをはじめとした広域や域内との交流を支える基盤で構成されるのが都市軸です。

これらの自然軸と都市軸を新市の基本骨格とします。

① 自然軸

自然軸は南西部及び北東部の緑豊かな山なみ、河川の親水空間などを結び、山・川の多様な生物生息地域及びレクリエーション地域、農林水産物生産地域として整備を進めます。

② 都市軸

都市軸は生活行動と広域交流を支える軸として、また、域内の生活拠点を相互に結ぶ交流・連携を支える軸として整備を進めます。

整備に際しては、質の高い街路空間、さまざまな交通を円滑に処理する交通機能、軸にふさわしい沿道景観など、新市の個性を感じる魅力とにぎわいのある空間として整備を進めます。

みやまきりしまロード（霧島北部広域農道）、えびのスカイライン（小林えびの高原牧園線）は、新市の南西部の生活及び産業道路としての役割とともに、えびの市、高原町、霧島市及び都城市を含めた霧島観光の環状幹線軸として整備を進めます。

2) 都市中心地域及び拠点

① 都市中心地域

都市中心地域は経済的集積を有する小林市街地であり、都市的な集積を進めます。

② 地域生活文化拠点

地域生活文化拠点は域内の生活の核となる空間であり、その地域で培われてきた資源や文化を最大限に活用して個性的な生活空間を実現する拠点として位置づけます。

③ 流通・新産業創出拠点

流通・新産業創出拠点は宮崎自動車道小林インターチェンジ周辺であり、新市の産業発展と雇用拡大の核となる拠点として物流や新産業の集積を進めます。

④ 交通拠点

宮崎自動車道の小林インターチェンジ、JR吉都線の各駅などは新市の玄関口であることから、交通の要として位置づけます。

3) ゾーン区分

新市のゾーン区分は南西部及び北東部の「山岳及び緑豊かな山林・高原ゾーン」と「自然公園ゾーン」、丘陵部及び平野部を中心とした「市街地ゾーン」と「集落と農業の振興ゾーン」から構成されます。

① 市街地ゾーン

都市的土地利用を主とする地域で、新市の生活中心である「都市中心地域」と「地域生活文化拠点」、「流通・新産業創出拠点」、「交通拠点」、「沿線商業地区」などから構成されています。

② 集落と農業の振興ゾーン

農林業的土地利用を主とする地域で、新市の丘陵部及び平野部に広がる農地と点在する集落から構成されています。

③ 山岳及び緑豊かな山林・高原ゾーン

自然的土地利用を主とする地域で、新市南西部及び北東部の山林地域に自然公園と森林資源を有しており、この自然環境を保全するとともに、新市内外の人々の健康や癒しの場として利活用します。

④ 自然公園及び美しい山林ゾーン

自然的土地利用を主とする地域の中でも、新市南西部の霧島屋久国立公園及び北部の九州中央山地国定公園及びその周辺は、個性的で貴重な自然を有しており、この自然環境を保全するとともに、美しい山林を次世代に継承します。

第6章 新市の主要施策

6つのまちづくりの基本方針により、行うべき施策の体系を次のとおり定め、計画的、総合的にまちづくりを展開していきます。

【将来像】

霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き
元氣あふれる交流都市 小林市

【基本方針と施策の体系】

自然と共生する美しい
安心安全のまち

- (1)環境・景観の保全と創造
- (2)公園・緑地の整備
- (3)上・下水道の整備
- (4)循環型社会の形成・環境衛生の充実
- (5)消防・防災の充実
- (6)交通安全・防犯体制の充実
- (7)消費者対策の充実

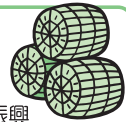
助け合いともに生きる
生涯現役のまち

- (1)保健・医療の充実
- (2)地域福祉の充実
- (3)高齢者福祉・介護の充実
- (4)子育て支援の充実
- (5)障がい者福祉の充実
- (6)社会保障の充実



地域の活力を創出する
産業交流のまち

- (1)農林水産業の振興
- (2)畜産の振興
- (3)商工業の振興
- (4)観光・レクリエーションの振興
- (5)雇用・勤労者対策の充実



個性あふれ次代を担う
学習文化のまち

- (1)学校教育の充実
- (2)生涯学習の充実
- (3)生涯スポーツの充実
- (4)芸術・文化の振興と文化財の保存・活用
- (5)青少年の健全育成
- (6)国際化、交流活動の推進

住む喜びを実感できる
生活優先のまち

- (1)計画的な土地利用の推進
- (2)市街地、住宅・宅地の整備
- (3)道路・交通網の整備
- (4)情報化の推進



語らいとふれあいある
参画協働のまち

- (1)市民参画・協働の推進
- (2)コミュニティ活動の促進
- (3)男女共同参画社会の形成
- (4)人権尊重社会の確立
- (5)自律した自治体経営の確立



1 自然と共生する美しい安心安全のまち

1) 環境・景観の保全と創造

① 自然環境の保全と公害防止

- ◆ 環境基本計画に沿って、森林、緑地及び水辺地等の自然環境の適正な保全に努めます。
- ◆ 公害の発生を未然に防止し、自然環境の保全と良好な生活環境を保持するため、関係機関と連絡をとり、監視指導体制の充実を図ります。

② 河川浄化対策の推進

河川の浄化を推進するため、生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等）の地域の実情に応じた効率的・効果的な整備を促進するとともに、施設の適正な維持管理を促進します。

③ 地球温暖化防止対策の推進

- ◆ 市自らが率先して、省エネルギー、グリーン購入（再生紙など地球環境にやさしい物品の調達）、廃棄物の排出抑制など地球温暖化を防止するための取り組みを推進します。
- ◆ 市民に対し、地球環境にやさしい取り組みの広報や啓発を進めていきます。

④ 新エネルギーの活用

森林など豊かな資源を活用するため、市域の特性を生かしたバイオマスや太陽光等の新エネルギーの導入を進めていきます。

⑤ 景観の保全と整備

- ◆ 新市特有の自然景観は、観光面からも貴重な資源となっているため、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を生かした景観の保全に努めます。
- ◆ 街並み景観については、市街地としての整備を図るとともに、公共サイン（看板・表示板）の統一など、景観に配慮した整備に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
河川浄化対策の推進	・浄化槽設置整備補助事業
新エネルギーの活用	・新エネルギー導入事業

2) 公園・緑地の整備

① 公園・緑地の整備

安全で潤いのある生活環境を形成するため、地域住民に愛される公園・緑地を整備するとともに、季節感あふれる公園・緑地の形成を図ります。

② 公園の適切な維持管理

公園内の施設、特に遊具等においては、市民が安心して安全に使えるよう定期的に点検を実施するなど利用者及び近隣住民の安全徹底を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
公園・緑地の整備	・公園整備事業

3) 上・下水道の整備

① 安定した安全な水道の供給

- ◆ 市内全域に水の安定供給ができるよう、未給水区域への管路延長、既設管の増径、老朽管の布設替等を計画的に行うとともに、新たな水源について調査を実施します。
- ◆ 水源として湧水を使用することにおいても、水質検査を徹底するとともに、必要に応じ浄水施設の整備を進めます。

② 統合等による効率的な運営

- ◆ 各簡易水道間及び上水道との統合を推進し、根本的な施設の改修を行うなど施設の管理の効率化を進めます。
- ◆ 統合による料金体制の一本化等により歳入の確保と経費の抑制を図り、経営の安定化を進めます。

③ 公共下水道事業の推進

公共下水道事業は、計画の見直しを行いながら市街地を中心に事業を展開するとともに、浄化センターの整備を進めます。

④ 農業集落排水事業の推進

- ◆ 農業集落排水事業は、加入促進に向けた取り組みを進めます。
- ◆ 中継ポンプの更新や施設の修繕等を年次的に進めます。

主要事業

施策区分	主要事業
安定した安全な水道の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道整備事業 ・上水道建設改良事業 ・水源地整備事業
統合等による効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道再編推進事業 ・上水道区域拡張事業
公共下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備事業 ・特定環境保全公共下水道整備事業

4) 循環型社会の形成・環境衛生の充実

① ごみ減量化の促進

- ◆ 生ごみについては、生ごみ処理機の購入費補助の利用促進を図り、自家処理の啓発に努めます。
- ◆ 不燃ごみについては、容器包装のリサイクルを推進し、自分の買い物袋を持参する取り組みや不用品等の再利用・再生利用を呼びかけ資源の有効活用を促進します。
- ◆ 事業所ごみについては、自らの責任での適正な処理の啓発に努めます。

② リサイクルの推進

- ◆ 容器包装リサイクル法に基づき、紙製容器包装をリサイクル収集の対象品目として取り組み、分別収集の充実と推進を図ります。
- ◆ リサイクル品分別指導員の研修を実施し、指導業務の充実を図ります。

③ 不法投棄の防止

- ◆ 不法投棄を防止するため、土地の管理者に対し適正な管理を指導します。
- ◆ 関係機関等と連携し、監視制度の充実を図るとともに、不法投棄監視カメラを設置するなど不法投棄の抑止に努めます。

④ ごみ処理・処分施設の維持管理と適正化

- ◆ 可燃ごみにおいては、「宮崎県ごみ処理広域化計画」をふまえ、広域処理移行期までは過渡期対策として、民間での処分委託等により対応します。
- ◆ 最終処分場においては、容器包装の廃棄物のリサイクル収集を推進し、粗大ごみの中から木製品はリサイクルを行い、埋立ての減量化で延命を図ります。

⑤ し尿処理等の推進

- ◆ 下水道及び農業集落排水の整備計画区域外の地域については、水環境保全のため、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進します。
- ◆ し尿処理場の適切な管理に努めます。

⑥ 市営墓地の整備

墓地の安定供給のため、既存の墓地の再整備と墓地用地の拡充を図り、安定供給を推進するとともに、荒廃墓地の一掃及び発生防止に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
ごみ減量化の促進	・ごみ減量対策推進事業
リサイクルの推進	・資源リサイクル奨励事業
ごみ処理・処分施設の維持管理と適正化	・最終処分場施設整備事業
市営墓地の整備	・墓地整備事業

5) 消防・防災の充実

① 防災体制の整備

多岐にわたる災害の発生に際して、迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画に基づき、避難路、避難所機能の充実、防災行政無線の整備及び防災備蓄品の確保などきめ細かな防災体制の充実強化を図ります。

② 災害予防対策の推進

- ◆ 災害時に市民が落ち着いて避難でき、適切な行動がとれるよう、ハザードマップ（被害予測図）を作成し避難所等の周知や、防災に関する知識の普及に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ◆ 自主防災組織の育成を図り、地域が助けあいながら災害に対応できるような環境づくりを推進するとともに、市民参加型の防災訓練を実施します。

③ 消防組織の強化

消防団の活性化を推進するとともに、消防団に対する事業所等や家族の理解を得て、若者層の消防団への加入を促進します。

④ 消防施設等の整備充実

- ◆ 消防力の充実強化のため、消防団車両等の更新を計画的に進めるとともに、消防詰所や小型ポンプ等の消防資機材の充実を図ります。
- ◆ 初期消火に有効な消火栓や防火水槽の計画的な整備改善を図ります。

⑤ 治山・治水事業の推進

国・県など関係機関と連携し、河川などの整備をはじめ、急傾斜・地すべり危険箇所の整備など、治山・治水事業を推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
災害予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識啓発事業 ・ 防災行政無線難視聴地域解消事業
消防施設等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団詰所整備事業 ・ 消防ポンプ自動車整備事業 ・ 消防防災施設整備事業
治山・治水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改良事業

6) 交通安全・防犯体制の充実

① 交通安全意識の啓発と情報の提供

- ◆ 各種交通安全運動における街頭指導や広報紙、広報車等による啓発活動を行いながら交通安全意識の高揚を図ります。
- ◆ 警察署、交通安全協会、交通指導員等の関係団体と連携を図りながら、子どもや高齢者の交通安全対策、飲酒運転根絶のための交通安全教育等を重点的に推進します。

② 防犯意識の啓発

- ◆ 各種地域安全運動期間中における広報活動等で防犯意識の高揚を図るとともに、防犯メールの活用等により身近な犯罪等の現状を市民へ情報発信します。
- ◆ 警察署、地区防犯協会、関係団体との連携を強化し、地域の自主的な防犯活動を支援し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の高揚を図ります。

③ 防犯環境の整備

通学路等においては、小・中学校長からの要望箇所安全灯設置を図るとともに、防犯灯を各自治会で設置するなど、地域が一体となった防犯活動の支援を行います。

④ 暴力団排除活動の推進

警察署、地区事業所責任者等暴力追放協議会と連携を図りながら、各事業所への研修会参加を呼びかけ、広報活動等を行い、暴力団排除活動の推進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
交通安全意識の啓発と情報の提供	・交通安全意識啓発事業
防犯意識の啓発	・防犯意識啓発事業

7) 消費者対策の充実

① 消費者啓発・情報の提供

- ◆ 広報紙・チラシ等を利用し、多重債務の予防や悪徳商法等の被害状況・手口について周知を行い、注意を呼びかけます。
- ◆ 高齢者については老人クラブ等との連携を図り、注意を呼びかけます。

② 消費生活相談等の充実

- ◆ 出前講座を定期的に行うなど、消費者教育の機会の充実を図ります。
- ◆ 県や関係機関と連携して、多重債務者の救済など消費生活相談の充実に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
消費生活相談等の充実	・消費者保護対策事業

2 助け合いとともに生きる生涯現役のまち

1) 保健・医療の充実

① 母子保健の推進

- ◆ 母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導や健康診査を実施します。
- ◆ 内容・質の充実を図り、これまで以上に安心して出産及び子育てができる環境の確立を目指します。

② 健康づくりの推進

- ◆ 老後における健康の保持、増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の保健事業を総合的に行い、健康づくりの推進に取り組みます。
- ◆ 市民一人ひとりが主体となり、健康的な生活習慣を確立できるように、栄養・運動・休養を中心とした幼少期からの体系的な生活習慣病予防を推進します。
- ◆ 歯科保健に係る知識の普及・啓発等により“生涯を通じた歯の健康づくり”を推進します。

③ 感染症予防の推進

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種や結核検診を行うとともに、感染症に対する知識の普及・啓発を進めます。

④ 心の健康づくり

心の健康づくりにつながる保健事業に取り組み、うつ病をはじめとする精神疾患を予防するとともに、支援センター、医療機関、地域、学校や家庭と連携して、疾病の回復及び自殺予防に努めます。

⑤ 保健センター等の整備

保健・福祉の連携と機能の充実を図るため、保健センターをはじめ、福祉や交流施設等の機能を有する複合施設建設の検討を進めます。

⑥ 市立病院の充実と経営の安定化

- ◆ 医師の処遇の見直し等改善を図りながら医師の確保に努めます。

- ◆ 医療機器の更新・充実を計画的に進めるとともに、患者サービスの向上と経営の安定化を進めます。

⑦ 地域医療体制の整備・充実

- ◆ 休日・夜間における救急医療体制の充実に取り組むとともに、医療機関の有する機能に応じた体系的、効率的な医療体制の確保に努めます。
- ◆ 市民に対し、救急医療についてわかりやすい情報の提供を行います。

主要事業

施策区分	主要事業
母子保健の推進	・ 母子保健事業
健康づくりの推進	・ 健康増進対策事業 ・ 生活習慣病予防事業 ・ 歯科保健事業
感染症予防の推進	・ 結核対策事業 ・ 予防接種事業
心の健康づくり	・ 精神保健事業（こころの健康づくり事業）
保健センター等の整備	・ 保健福祉センター整備事業（複合施設整備事業）
地域医療体制の整備・充実	・ 救急医療対策事業

2) 地域福祉※の充実

① 地域福祉活動の参加促進

- ◆ 身近なコミュニティでの啓発活動を進め、福祉意識の向上を図ります。
- ◆ 地区・校区社会福祉協議会については、地域福祉活動の充実に向け支援するとともに、組織されていない地区・校区については、組織化の支援に努めます。
- ◆ 地域福祉活動の推進のため、情報の共有化など地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。

※ 地域福祉

住民すべてが互いに人権を尊重し、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送られるような地域社会を基盤とした福祉。

② 地域福祉を支える担い手の育成

高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、様々な立場の人が、その人の技能に応じて地域福祉活動に参画できる機会・場の確保充実を図ります。

③ 地域の支え合い活動の活性化

- ◆ ひとり暮らし高齢者をはじめ支援が必要な人を早期に発見し、地域で孤立しないよう対応するため、近隣での支え合いを推進し、地域全体での見守りネットワークづくりを促進します。
- ◆ 高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、すべての住民の平常時・緊急時等の生活の安全を確保するため、防犯や防災などに備えた体制づくりを促進します。

④ 地域活動を支える拠点の充実

だれもが気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、既存の施設などを活用した地域の拠点づくりを支援します。

主要事業

施策区分	主要事業
地域福祉活動の参加促進	・ 社会福祉協議会補助 ・ 地域福祉推進事業
地域福祉を支える担い手の育成	・ 民生委員児童委員活動補助

3) 高齢者福祉・介護の充実

① 高齢者の生きがいづくり

- ◆ 高齢者が生涯学習やスポーツ活動または趣味の活動等に積極的に参加できるような活動機会・場の確保・充実に努めます。
- ◆ 超高齢社会を迎える中で、地域社会を支えるためには高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手になることにも取り組みます。

② 制度改革に応じた介護サービスの提供

高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に沿って、地域包括支援センターを核とする地域包括ケアを推進するとともに、地域密着型サービスの提供を始めとするサービス基盤の整備と充実に努めます。

③ 高齢者福祉サービスの充実

- ◆ ひとり暮らし高齢者等への効果的な支援として、要介護高齢者が在宅での生活が維持できるよう、高齢者一人ひとりの状態に対応した福祉サービスを提供します。
- ◆ 認知症に対する家族や地域住民の理解及び協力体制の構築を推進するよう広報・啓発を行い、虐待防止体制の構築及び認知症高齢者の支援施策の推進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
高齢者の生きがいづくり	・ 高齢者生きがい支援事業
制度改革に応じた介護サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護サービス等給付事業 ・ 高額介護サービス事業 ・ 特定入所者介護サービス費等給付事業 ・ 介護予防サービス費等給付事業 ・ 介護予防事業 ・ 包括的支援事業・任意事業 ・ 地域包括支援センター運営事業
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉タクシー料金助成事業 ・ 高齢者在宅介護支援センター運営事業 ・ 緊急通報システム委託事業 ・ ねたきり老人等介護手当支給事業 ・ 老人ホーム等事業（老人福祉措置費） ・ 生活支援ハウス運営委託事業 ・ 高齢者住宅改造助成事業 ・ 食の自立支援事業

4) 子育て支援の充実

① 地域における子育て支援の充実

- ◆ すべての子育て家庭への支援という観点から、一時保育事業や子育て支援センター事業の充実など、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◆ 親子で安心して遊べ、子育ての喜びや悩みを分かち合える場の提供や子育てサークルの育成・支援を図ります。
- ◆ 子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育て支援ガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。

② 保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の意向を十分にふまえて、休日保育、一時保育等多様なニーズに応じて、市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めていきます。

③ 児童の健全育成

地域において児童が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進するため、児童センターの利用方法・サービスの内容等改善を図ります。

④ 要保護児童等対策の推進

要保護児童等対策地域協議会における関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見及び早期対応に努め、相談から支援に至るまでの体制づくりに取り組みます。

⑤ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援として、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等の実施に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児医療費助成事業 ・児童手当給付事業
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育事業 ・延長保育事業 ・保育園委託事業 ・保育園整備事業 ・子育て支援センター委託事業 ・障がい児保育事業 ・病後児保育事業
児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・児童センター運営事業 ・放課後児童クラブ委託事業
ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設委託事業 ・児童扶養手当給付事業 ・ひとり親家庭・寡婦家庭医療費助成事業

5) 障がい者福祉の充実

① 理解と交流の促進

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用して、障がいに対する正しい理解や障がい者週間の啓発等の広報活動に努めます。

② 生活支援の充実

- ◆ 在宅や施設サービス等の利用について、利用者のケアマネジメントに基づいたサービス利用を促進するとともに、利用者の権利が保障される制度の充実に努めます。
- ◆ 各種助成制度等の広報とともに相談体制の充実を図ります。

③ バリアフリー化の推進

- ◆ 道路の段差解消など公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、利用者の多い民間施設についても、その普及を促進します。
- ◆ すべての人々にとって利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。

④ 雇用・就労の促進

障がい者の特性に応じた就労等の拡大を図るため、今後も、職業安定所、民間事業所等の関係機関と連携して支援・就労体制の充実に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者（児）地域生活支援事業 ・ 障がい者（児）介護給付費支給事業 ・ 障がい者訓練等給付費支給事業 ・ 特別障がい者手当等支給事業 ・ 障がい者自立支援医療費（更生医療）支給事業 ・ 重度障がい者（児）医療費助成事業
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー整備事業
雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業

6) 社会保障の充実

① 生活保護制度による自立支援

- ◆ 生活保護制度の周知や関係機関との連携を進めます。
- ◆ 生活保護受給者に対して、法律に定める権利・義務の周知徹底を図り、適正な制度の運営を図るとともに、自立支援を推進します。

② 国民年金制度の周知

- ◆ 公的年金の趣旨を国民年金保険料未納者に理解していただくために個別指導を行います。
- ◆ 国民年金保険料未納者に、現在の自分の公的年金加入状況を知ってもらい、将来無年金者にならないよう指導を行うとともに、保険料申請免除該当者に保険料申請免除指導を行います。

③ 国民健康保険制度等の充実

- ◆ 国民健康保険加入者の健康への関心、早期発見・早期治療につながる予防医学の知識及び生活習慣の改善を確立するため、各種健康教室等、健康づくり事業を推進します。
- ◆ 国民健康保険財政の安定のため、訪問指導による生活習慣病予防のための指導及びレセプト点検により、医療費の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上に向けた取り組みを進めます。
- ◆ 後期高齢者医療制度は、広域連合による運営であるため、制度の周知や窓口としてのサービス向上に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
生活保護制度による自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護援助事業 ・生活保護自立支援事業
国民年金制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金事業
国民健康保険制度等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険療養給付事業 ・国民健康保険高額療養事業 ・国民健康保険出産育児一時金事業 ・国民健康保険葬祭費支給事業 ・国民健康保険あん摩はりきゅう費支給事業 ・国民健康保険医療費適正化特別対策事業 ・生き生き国保推進事業 ・国民健康保険収納率向上特別対策事業

3 地域の活力を創出する産業交流のまち

1) 農林水産業の振興

① 農業の担い手の育成・確保

- ◆ 基本構想水準達成者などから認定農業者となっていない者を確実にリストアップし、速やかに認定農業者へ誘導するとともに、再認定のフォローに努め、新施策対象への誘導を明確にした認定作業の促進を図ります。
- ◆ 意欲的な「担い手」と兼業農家などが、その規模と能力に応じて相互の営農を支えあう農業・農村機能の構築を図るため、今後、市内全域に営農組合を設置し、零細農家等の組合への加入を促進しながら集落営農を推進します。

② 農地等の確保と有効利用

- ◆ 農家意向調査などを行い、農地の遊休、荒廃化を防止するとともに、農家台帳システムの導入によりの確な農地管理を行い、認定農業者や地域の担い手農家への農地の集積や農地借り受け者に対する奨励金制度の充実を図ります。
- ◆ 農業従事者の高齢化に伴う農業用施設の維持管理については、環境保全の観点から農業従事者だけでなく、地域住民を含めた地域事業として取り組めるよう支援し、元気な地域づくりを推進します。

③ 農業生産力の向上

- ◆ 畑地かんがい事業や経営体育成基盤整備事業を推進し、大型機械による作業の受委託・集積を図るため、農業用水のパイプライン化や大区画化を図り、作業効率の良いほ場の整備を推進します。
- ◆ 作業効率の向上等による経費削減や時間短縮を図るための機械の導入、労力の集約化（分散化）及び気象被害の回避のための施設化を推進し、安定した農業生産を図ることにより担い手の育成や新規就農者の確保を目指します。
- ◆ 特産品のブランド化、園芸作物など収益性の高い作物の栽培等による複合経営化、地産地消及び安全・安心な農産物生産を推進し、経営の安定化を図るとともに、深刻な被害を及ぼす鳥獣害の対策を進めていきます。

④ 林業の振興

- ◆ 森林の効率的な作業管理を行える林内路網の整備や森林状態を長期に維持しつ

つ更新を図る長伐期施業の推進、間伐材の有効利用や木質バイオマスからのエネルギー利用を行うことによって、地域林業の再生を図ります。

- ◆ 広大な国有林について、その有効活用と維持管理の方策について、関係機関と研究を進めます。
- ◆ 整備済みの大鋸屑製造施設と木工加工施設については、その有効活用を図り、新たな林業生産経営を推進するとともに、椎茸をはじめとする特用林産物の振興を図ります。

⑤ 水資源の活用と保全

- ◆ 豊かな湧水を活用した淡水魚の養殖等を振興するとともに、淡水魚料理の積極的なPRを進めます。
- ◆ 魚種保護のため漁業協同組合と連携し、繁殖保護及び漁場等の環境整備を進めます。
- ◆ 湧水は水道や農業用水に活用されているため、貴重な資源としてその保全に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
農業の担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度促進事業 ・ 農業制度資金利子補給事業 ・ 農林水産業資金貸付金事業
農地等の確保と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払事業 ・ 認定農業者等農地流動化支援事業
農業生産力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営かんがい排水事業（国事業） ・ 畑地帯総合整備事業（県事業） ・ 経営体育成基盤整備事業（県事業） ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 ・ 県単土地改良事業 ・ 市単独土地改良整備事業（農道改良・舗装工事） ・ 農業用施設整備事業 ・ 農産園芸振興対策事業（園芸産地確立事業、ブランド産地育成施策事業等） ・ メロン・ニラ価格安定補償制度事業 ・ 経営構造対策事業 ・ 農地・水・環境保全共同活動事業 ・ 有害鳥獣対策事業

施策区分	主要事業
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全整備事業 ・ 森林整備地域活動支援交付金事業 ・ 市有林保育事業 ・ 特用林産物生産振興総合対策事業 ・ 林業担い手対策基金事業 ・ 県単林道網総合整備事業 ・ 林道舗装事業

2) 畜産の振興

① 肉用牛の振興

- ◆ 繁殖牛については、経営規模拡大と経営基盤の強化を図ります。このため、枝肉データと育種価評価により優良牛の導入を実施し、能力の高い繁殖雌牛群の整備を図るとともに、新生産技術の活用により改良増殖に努めます。
- ◆ 水田放牧や耕作放棄地への放牧により、労働力の軽減や生産コストの低減を図ります。
- ◆ 肥育牛については、枝肉データをもとに育種価の高い素牛を導入し、飼料・飼育管理の統一により上物率の向上に努めます。また、経営内一貫生産を促進することにより肉質の向上とコスト低減を図るとともに、枝肉共励会等の開催により肥育技術の向上を図り、「宮崎牛」の銘柄を確立します。
- ◆ 食肉センターは、利用者ニーズと関係法令に沿った運営を監視し、高品質の枝肉生産を目標に安全な食肉処理流通体制を確立します。

② 酪農の振興

- ◆ 酪農関係団体と協力しながら生産現場の巡回や技術研修などを行い、体細胞の少ない高品質な生乳を生産するとともに需要期での生産を促進します。また、自給飼料の増産確保を図り、海外悪性伝染病等の侵入を防止します。
- ◆ 乳牛の改良増殖については、雌雄判別受精卵・優良精液の活用を図るとともに、和牛受精卵を活用し、乳肉複合一貫経営により所得の向上を図ります。

③ 養豚の振興

- ◆ 優良種豚の確保と、豚価の変動や配合飼料の価格の上昇に対応できる計画生産に努める経営体を育成します。

- ◆ 安心安全な品質を保ち、安定的に豚肉を供給する産地化とブランド化を目指し、消費拡大事業を推進します。

④ 養鶏の振興

- ◆ 需要の動向に即した計画的な生産体制の確立に努めるとともに、飼養技術の向上及び経営の合理化等を促進し、経営の安定を図ります。
- ◆ 高品質で消費者ニーズに対応したみやざき地頭鶏の生産・普及を図り、宮崎の特産品づくりを目指します。

⑤ 家畜防疫と環境保全

- ◆ 自衛防疫推進協議会を中心に防疫体制の整備強化を図ります。また、研修会等の開催により、畜産農家へ家畜防疫の重要性を啓発していくとともに、予防注射接種率の向上を図り、伝染病等の発生防止、まん延防止に努めます。
- ◆ 家畜排せつ物については、簡易的な管理から処理施設の高度化及び恒久的な整備の推進を図るとともに、水質検査、臭気測定、堆肥・液肥の成分に基づく適切な使用の指導及び推進に努めます。
- ◆ 家畜排せつ物をはじめとするバイオマスを活用して地球温暖化防止、資源循環型社会の形成とともに、地域の活性化に寄与することを目指します。さらに、耕種農家のニーズに合ったバイオマス由来の堆肥や液肥の生産技術の向上促進、運搬・散布用機械等の整備による堆肥や液肥の利活用及び流通の促進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
肉用牛の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産振興貸付事業 ・ 優良肉用牛保留対策事業 ・ 受精卵移植事業 ・ 食肉センター整備事業
家畜防疫と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜防疫対策事業 ・ 広域畜産環境施設整備運営資金貸付事業 ・ バイオマス利活用フロンティア整備事業

3) 商工業の振興

① 商店街の振興

- ◆ 商店街については、商工会議所・商工会や商店街等との連携を図り、街並み整備やイベントなどの事業を展開し、商店街の空店舗解消やにぎわいの創出を図ります。
- ◆ 観光イベントやグリーンツーリズム等を活用するなど、観光と提携した販売形態の改善を図り、消費拡大を促進します。

② 中小企業の振興

- ◆ 小規模事業者に対しては、商工会議所・商工会や関係機関と連携し、経営相談、経営指導等により、健全育成を図ります。
- ◆ 商工業者の資質向上と後継者の育成を図るため、中小企業大学校補助金制度等の支援制度を強化します。
- ◆ 地場産業の振興を図るため、関係団体と連携し、販路拡大、魅力ある商品づくりを推進します。

③ 企業誘致の推進

若者に魅力ある雇用の場を提供するため、地域雇用力のある企業や地域生産の加工業等の誘致活動を積極的に推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
商店街の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空店舗対策事業 ・ 消費拡大事業
中小企業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所・商工会支援事業 ・ 小規模事業特別融資事業 ・ 商工業後継者育成資金事業 ・ 中小企業大学受講支援事業 ・ 地域物産振興対策事業
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地促進事業

4) 観光・レクリエーションの振興

① 体験型の観光地づくり

- ◆ 豊かな自然を活用したキャンプや自然体験・田舎体験、さらには歴史資源を活用した歴史文化体験・いやし体験など、グリーンツーリズム等による体験型・長期滞在型の観光を積極的に展開します。
- ◆ 北きりしま地域観光促進協議会を中心に広域的に連携・ネットワーク化した農林業・牧場体験などの産業体験型の観光等を推進します。
- ◆ 体験型観光客を案内する各種ガイド・インストラクターの育成と活動促進を図ります。

② スポーツ合宿誘致

スポーツ合宿の積極的な誘致を図るとともに、合宿する団体に、地場製品を提供するなど地域観光の振興を図ります。

③ イベント等の充実

- ◆ 伝統芸能や趣向を凝らした祭りなどを活かした観光イベントの開催を支援することにより、観光客を誘致するとともに、市の活性化を図ります。
- ◆ 各地区の魅力ある観光地が連携し合い、相乗効果を引き出せるよう観光ルート・観光イベントの連携・事業実施を進めます。

④ 観光施設等の充実

- ◆ 観光協会の活動を支援するとともに、新市のイメージアップを目指した宣伝活動の充実や総合案内所機能の確立を図ります。
- ◆ 新市の有する観光施設は、老朽化が進むなど改善が必要な施設もあるため、観光客の利便性確保のため年次的に改修等を行うとともに、効率的な運営の検討を進めます。
- ◆ 観光施設周辺道路や駐車場の整備及びトイレを含めた環境整備を行うとともに道の駅や直販施設の充実等により、より多くの観光客の誘致を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
体験型の観光地づくり	・ 体験型観光推進事業
スポーツ合宿誘致	・ 合宿誘致推進事業
イベント等の充実	・ イベント推進事業
観光施設等の充実	・ 観光協会運営費補助 ・ 観光施設整備事業

5) 雇用・勤労者対策の充実

① 就職意識の啓発と情報の提供

- ◆ 各種労働セミナー情報や職業訓練情報等の周知に努めます。
- ◆ 県や関係団体と連携して就職説明会を開催し、若年者や再就職を希望する人への情報提供を図ります。

② 雇用の安定対策

中小企業退職金共済掛金制度への加入助成制度などを積極的に推進し、勤労者の生活安定と福祉の充実、経営の安定を図ります。

③ U・J・Iターン者対応

新たに新市へ定住しようとする人へ、土地、住宅のあっせんを行うなど生活基盤の充実を図り、U・J・Iターンの環境整備に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
雇用の安定対策	・ 退職金共済加入促進事業

4 個性あふれ次代を担う学習文化のまち

1) 学校教育の充実

① 学力向上の推進

- ◆ 小・中学校の9年間を見通した到達目標を設定することにより、一貫性・連続性のある教育を推進するとともに、指導と評価の一体化に努めます。
- ◆ 大学や専門機関等との連携を図りながら、指定研究学校等の研究推進や教育研究センターの充実、教育研究論文及び授業論文の募集や研究成果の発表会等を通して、教職員の資質の向上に努めます。
- ◆ へき地等学校が共同研究や共同実践を行うことによって、複式指導や交流学习等の指導方法の工夫改善を図り、へき地教育の充実に努めます。

② こころの教育

- ◆ 人間性豊かな児童・生徒を育成するために、道徳教育を全教育活動を通して行い、心の教育の充実に努めます。
- ◆ 新市の将来を見据えた教育内容の重点化（ふるさと教育、福祉教育、キャリア教育、子育て理解教育）を図り、校種間で連携をとった年間指導計画を作成し、新市の将来を担うたくましい児童・生徒を育成します。
- ◆ いじめ、不登校や非行等問題行動の未然防止、早期解決を図るために、生徒指導体制の充実や不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室の充実に努めます。

③ からだの教育

- ◆ 児童・生徒の健康増進、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質を育成するため、体育に関する指導の充実と家庭との連携を重視した健康教育の充実に努めます。
- ◆ 学校における食に関する指導の充実と、学校と家庭・地域社会との連携による食生活の指導体制の確立を図り、学校給食においては、安全衛生管理の強化と関係団体と連携した地産地消の拡大を図ります。

④ 教育環境の整備と充実

- ◆ 学校評価等を積極的に行い、学校の説明責任の徹底に努めます。
- ◆ 児童・生徒の実感を伴った学習を推進するために、地域素材の把握と集約を行い、

社会人講師やボランティア等の人材情報の提供とネットワーク化に努めます。

- ◆ 学校施設の耐震診断結果に基づき、補強・改築等を計画的に進めるとともに、情報化社会に対応する施設設備の整備や教材備品の充実を図ります。

⑤ 特色ある教育や学校づくりの推進

- ◆ 「知」「徳」「体」「食」のバランスのとれた教育を推進するために、小・中学校の円滑な連携を図りながら、系統性、一貫性のある教育内容の設定と指導方法の確立に努めます。
- ◆ 各小・中学校の地域や児童・生徒の実態や特性をふまえた教育活動が展開できるように、「一校一形運動※」など学校の創意工夫を生かした教育活動を推進します。
- ◆ 保護者や地域住民の理解や協力を得て、地域が一体となった教育活動を積極的に展開するために、学校評議員制度の充実を図るとともに、保護者や地域住民を対象にしたフリー参観を推進します。

⑥ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図るために、施設の充実や教職員の研修の拡充に努めるとともに、障がいの種類と程度に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
学力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業力向上推進事業 ・ へき地教育充実推進事業 ・ 小中一貫教育推進事業
からだの教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の残食量減少推進運動
教育環境の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業支援者派遣システム事業 ・ 小学校・中学校改築事業（耐震化改築工事等）
特色ある教育や学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある学校づくり推進研究委託事業
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業

※ 一校一形運動

「特色ある学校づくり」を実現するため、小林市で取り組んでいる伝統や校風をもとにした各学校独自の教育活動。

2) 生涯学習の充実

① 生涯学習活動の推進

- ◆ 社会教育団体や各種協議会等の連携を図り、生涯学習まちづくりの具体化に向けて、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- ◆ 市民の多種多様化する学習ニーズに応えるため、公民館講座を始めとする各種講座や教室、講演会等の充実に努めるとともに、情報の提供に努めます。
- ◆ 市民の地域における自主的な学習活動や地域活動など、自治公民館を拠点とした地域づくりの推進に努めます。

② 社会教育施設の整備と充実

- ◆ 公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設や設備を整備し、市民の交流と活動支援、学習機会と情報の提供、地域づくりの支援活動の促進を図ります。
- ◆ 生涯学習センターや歴史民俗資料館、各種展示館等の機能を備えた総合的な教育・文化施設の建設を目指し、各種資料等の整備に努めます。

③ 読書活動の充実

図書館を中心として、学校図書館や読み聞かせグループ、各種団体との連携を強化し、幼児から高齢者まで生涯を通して読書活動に親しむ体制の整備に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
生涯学習活動の推進	・ 公民館事業
読書活動の充実	・ 読書推進事業

3) 生涯スポーツの充実

① スポーツ活動の推進

- ◆ 児童・生徒や高齢者のニーズに対応し、心身の健全な発達を促すとともに、生涯にわたって運動やスポーツを楽しく実践していくための「総合型地域スポーツクラブ※」運営を支援します。
- ◆ 気軽に取り組み楽しい健康スポーツ教室（出前講座）のさらなる利用促進を図るとともに、スポーツ安全保険の加入促進に努めます。
- ◆ スポーツ振興の基盤である体育施設の整備・充実を図り、各施設の利用を促進します。

② スポーツ団体の活動支援

- ◆ 体育協会・スポーツ少年団・各競技団体の自主活動の促進及び連携の強化を図るとともに、体育協会の充実と活性化を目指します。
- ◆ こばやし大運動会などスポーツイベントの充実に努めます。

③ 市民体力の向上

関係機関との連携による市民のニーズに応じたスポーツ教室・健康づくり教室を開催し、市民の体力の向上を図るとともに、スポーツ振興や市民のスポーツ参加の機会を増やすため、市民に対し、実技指導や助言を行います。

主要事業

施策区分	主要事業
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ運営支援事業 ・体育施設改修事業 ・体育館建設事業
スポーツ団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こばやし大運動会

※ 総合型地域スポーツクラブ

様々なスポーツを愛好する子どもから高齢者が、初心者からトップレベルまでのそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持つ、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

4) 芸術・文化の振興と文化財の保存・活用

① 芸術・文化活動の推進

- ◆ 文化会館を中心として、芸術・文化活動の推進に努め、心豊かな人づくりを進めます。
- ◆ 芸術・文化の関係団体の活動の充実や連携を強化し、市民の自主的かつ積極的な芸術・文化活動の普及、促進を図ります。

② 文化財の保護と活用

- ◆ 郷土の文化遺産の保護に努めるとともに、歴史資料館の整備検討やより多くの市民に文化遺産を知ってもらう機会の充実を図るなど、郷土を愛し、郷土を誇りに思う心の醸成に努めます。
- ◆ 市内に伝わる郷土芸能等を保存する団体との連携を強化し、後継者育成と自主活動の支援を積極的に行い、文化財保護団体の育成を図り、貴重な郷土芸能等を後世まで伝えることに努めます。
- ◆ 市内に残る文化財の資料やマップを作成し、これを広く周知することにより、市民の文化財への保護意識の高揚を図ります。

③ 芸術・文化にふれる機会の充実

- ◆ 総合文化祭やジャンル・年齢層をふまえた自主文化事業、家族が一緒に文化に親しんでもらうための催し等の充実を図ります。また、安価で魅力ある自主文化事業を行うため、他の施設との連携、共催などを行います。
- ◆ 市内の吹奏楽団や劇団を育成し、協力しながら、市の伝統文化に接する機会を創出するとともに、各地で活躍する地元出身芸術家を招いて、特に子どもたちの共感する心と感性を育てます。

主要事業

施策区分	主要事業
文化財の保護と活用	・文化財保存活用事業
芸術・文化にふれる機会の充実	・文化会館自主文化事業 ・総合文化祭事業

5) 青少年の健全育成

① 家庭・地域・学校・行政の連携

- ◆ 青少年問題協議会を中心として、青少年の健全育成のための総合的な施策の推進に努めます。また、青少年育成市民会議等の民間組織の育成に努め、健全育成活動の活性化を図ります。
- ◆ 家庭・地域・学校・行政の相互理解を深め、将来を担う青少年の健全育成を図るために、家庭や地域の教育力の再構築の推進に努めます。

② 家庭の教育力の向上

乳幼児をもつ親や小・中学校の保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた家庭教育の学習の場や機会、情報の提供を行い、家庭教育のあり方や子どもたちの人間的成長が効果的に行われるよう家庭の教育力向上に努めます。

③ 地域の教育力の向上

- ◆ 社会教育関係団体等の支援・育成を進め、自主的活動の促進を図るとともに、地域活動を支援し、地域の連帯意識の高揚を図り、地域の教育力の向上に努めます。
- ◆ 幼児から高校生までを対象とした様々な体験活動の充実に努めます。
- ◆ 地域の子どもは地域で育てることを目標とした自治公民館活動の一館一運動と連携し、子どもの居場所を確保するとともに、地域住民と交流活動の支援に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年体験活動事業 ・ 子どもの活動拠点づくり支援事業

6) 国際化、交流活動の推進

① 国際交流事業の推進

- ◆ 将来の郷土を担う青少年が、豊かな国際感覚と広い視野をもつ優れたリーダーとしての資質を身に付けるために、国際交流員をはじめ、県内の外国青年との交流活動の充実を図ります。
- ◆ 市民の国際理解を深めるため、外国青年招致事業を有効に活用し、国際交流員に接する機会と異文化に触れる機会を提供することで国際交流の推進を図ります。

② 情報発信の充実

ICT（情報通信技術）を活用し、新市の文化や歴史、地域資源など多くの情報を発信し、交流人口の拡大を図ります。

③ 交流活動の推進

- ◆ 地域産業の活性化や、定住促進を図るために、体験型観光やグリーンツーリズムとの連携を行い、交流居住（都市住民が、都会と田舎の双方に滞在拠点を持ち、それぞれの場所を仕事や余暇・趣味等のために使い分け、地元の人たちと交流しながら生活するというライフスタイル）を推進するとともに、都市住民との交流の機会を拡充し、交流人口の拡大を目指します。
- ◆ 新市への移住を希望する人たちへの情報提供や相談体制の充実を図り、その受け入れに努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
国際交流事業の推進	・ 国際交流事業
交流活動の推進	・ 田舎暮らし体験推進事業

5 住む喜びを実感できる生活優先のまち

1) 計画的な土地利用の推進

① 土地の有効活用の推進

- ◆ 限りある貴重な資源である市土を総合的かつ計画的に利用するため、国土利用計画に沿って事業を推進し、自然と人が調和した適正な土地利用を図ります。
- ◆ 低・未利用地や公共施設の移転・統合等による跡地については、周辺的环境に配慮し、市民の意見を尊重しながら有効な活用に努めます。

② 魅力ある農村空間の形成

農業振興地域整備計画の定期的な見直しを行い、農業農村地域の健全な発展を図り、計画的かつ効率的な土地利用を推進します。

③ 良好な都市環境の形成

機能的で秩序ある市街地を形成するため、長期的な都市整備の基本方針となる都市計画マスタープランに沿った整備計画を推進し、その土地の実態に応じて、土地利用の誘導を図り、無秩序な開発行為を規制します。

④ 地籍調査事業の推進

限りある市土の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と、土地に関わるトラブルの未然防止に役立て、市民が安心して土地の取引ができるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査を推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
地籍調査事業の推進	・地籍調査事業

2) 市街地、住宅・宅地の整備

① 市街地の整備

- ◆ 都市基盤となる道路を体系的に整備する街路事業を推進するとともに、街区公園を設置するなど、円滑な交通の確保と豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ります。

② 住環境の整備

- ◆ 市民の安全な生活を将来にわたって確保するため、居住環境の整備を積極的に図ります。特に、若年層の市内定住を促す宅地分譲事業等にも取り組んでいきます。
- ◆ 良質な住宅建設を促進するため、各種融資制度の活用啓発や住宅のリフォーム等に対する助成を行います。

③ 公営住宅の整備

- ◆ 公営住宅の役割を踏まえながら、既存住宅の改善を計画的に進めます。特に、今後、さらに進む高齢社会に対応するため、バリアフリー化を進め、高齢者に対応した住宅の整備や若者の定住を促進するための住宅を整備します。
- ◆ 市街地等にある需要の多い団地については、土地の高度利用と供給戸数の増を図れるよう建替えを進めます。

主要事業

施策区分	主要事業
住環境の整備	・ 宅地分譲事業 ・ 住宅リフォーム促進事業
公営住宅の整備	・ 公営住宅建替事業

3) 道路・交通網の整備

① 幹線道路網の整備

- ◆ 市内の幹線道路網の充実に努め、市域の一体性を高めるとともに、近隣市町を結ぶ広域幹線道路網の整備を促進します。
- ◆ 現在の都市計画道路計画が適正な計画になっているか、検討、調査を再度行い、より良い道路網を策定し、緊急性等によるランク付けを行い計画的に整備を進めます。

② 道路の改良・補修

- ◆ 市道の老朽化と幅員狭小路線を解消するため、市民の意見も取り入れながら年次的に改良を実施していきます。
- ◆ カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を図り、通学路については、歩道の幅員を十分に確保するとともに、人と自転車が安全に通行できるよう整備し、事故件数の減少を図ります。

③ 公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ◆ 市民生活に不可欠な鉄道・バス路線の充実、維持確保に努めるとともに、市民の利用促進を図るため、広報活動や各種事業を推進します。
- ◆ 交通空白地帯の解消や、高齢者等交通弱者の移動手段を確保するため、身近な交通手段としてコミュニティバス等の一層の充実に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・街路整備事業 ・市道整備事業
道路の改良・補修	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良事業 ・市道補修改良事業 ・橋梁補修改良事業 ・交通安全施設整備事業
公共交通機関の利便性向上と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス等運行事業 ・地方バス路線等運行維持対策事業

4) 情報化の推進

① 電子自治体の推進

多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、ICTを活用した行政サービスと行政運営の高度化・簡素効率化を図り、便利で安心・安全な電子自治体の構築を図ります。

② 地域情報化の推進

市民生活の利便性確保、市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの拡大による地域の活性化、地域経済・産業の振興等の視点に立って、地域イントラネット（地域内情報通信網）の利活用を進めるとともに、より多くの市民が参加できる情報通信インフラ（基盤）の検討を進め、デジタルデバイド（情報格差・通信格差）の解消に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子計算処理事業 ・ 電子計算処理システム改修事業
地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進事業（地域イントラネット）

6 語らいとふれあいある参画協働のまち

1) 市民参画・協働の推進

① 協働のまちづくりの推進

- ◆ 各種まちづくり団体や行政だけでなく、市民一人ひとりや学校・事業所でも気軽にまちづくりに参加できるように、市民活動センターの整備など協働の体制づくりを進めます。
- ◆ 市民のニーズに応じたまちづくり活動や市民主体の特色あるまちづくり活動を支援します。

② まちづくり団体等の育成・支援

- ◆ これからのまちづくりを担っていく各種まちづくり団体やボランティア団体・NPO等の組織・人材を育成するとともに、多様な分野でのまちづくり活動を支援します。
- ◆ 各団体間と行政の幅広い連携を図るためのネットワークを構築します。

③ 市民参画の機会の拡充

- ◆ 市民の意見・要望を広く市政に反映するため、審議会・委員会委員の積極的な公募を行うとともに、地域協議会等の活用やパブリック・コメント（計画等の策定の際、市民の意見を聞く制度）の実施等により、各種計画の策定や政策・施策形成過程への市民の積極的な参画を図ります。
- ◆ 広報紙やホームページを活用した情報提供を行い、市民が市政により一層参画できるように広報・広聴活動の充実に努めます。

④ 情報公開の推進

個人情報保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、積極的な情報の公開に努め、市民と行政との情報の共有化を図り、公正で開かれた市政を目指します。

主要事業

施策区分	主要事業
まちづくり団体等の育成・支援	・まちづくり支援事業
市民参画の機会の拡充	・広報・広聴事業

2) コミュニティ活動の促進

① コミュニティ活動の推進

地域づくりに貢献する自治会やボランティアなどのコミュニティ組織などに対して、地域づくり活動や地域リーダー育成など総合的に支援するための仕組みを構築します。

② コミュニティ活動の拠点づくり

コミュニティ施設整備を支援するとともに、既存の共同利用施設や学校等の未利用スペースなどを有効活用するなど、地域の実情に応じたコミュニティ活動の拠点づくりを進めます。

主要事業

施策区分	主要事業
コミュニティ活動の推進	・いきいき地域づくり区交付金事業 ・自治組織連携事業
コミュニティ活動の拠点づくり	・コミュニティ施設（地区公民館等）整備支援事業

3) 男女共同参画社会の形成

① 男女共同参画の推進

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、その取り組みを推進します。

② 男女共同参画意識の啓発

家庭や地域、企業、学校などにおける性別による役割分担意識を是正し、男女共同参画の理念を広く社会に根付かせるため、様々な社会活動の場におけるリーダーや指導者をはじめ、市民への学習機会や情報の提供、調査研究を行います。

③ 女性の社会参画の促進と人材育成

企業への働きかけにより、家庭と仕事が両立できる就業環境づくりや、多様な働き方への支援を行い、セクシャル・ハラスメントの防止など、女性の人権に配慮した職場環境づくりを促進します。また、指導的な役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、市民活動グループの育成・支援に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
男女共同参画意識の啓発	・男女共同参画啓発事業
女性の社会参画の促進と人材育成	・女性リーダー育成事業

4) 人権尊重社会の確立

① 人権相談の実施

日々の暮らしの中で生まれる市民のなやみ、不安を解消し、住みよいまちづくりを行うため、関係機関と連携しながら、今後も相談業務を実施します。

② 人権啓発活動の推進

市、人権・同和問題啓発推進協議会を中心に啓発活動を行い、市民一人ひとりの人権意識を高め、人権を尊重する地域社会の形成を目指します。

③ 人権教育の推進

- ◆ 教育集会所を中心とした人権教育の推進を図るとともに、行政、学校、地域、人権保護団体との連携を強化し、市民と行政が一体となった人権を尊重するまちづくり、人づくりを推進します。
- ◆ 公民館で開催する各種講座や教室において、人権尊重の重要性や、必要性について理解を深めるとともに、人権を尊重する心を身に付けるための人権教育を推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
人権啓発活動の推進	・人権啓発事業 ・同和問題啓発推進事業

5) 自律した自治体経営の確立

① 健全な財政運営の推進

- ◆ 市税収入を確保するため、収納率向上対策、滞納整理の強化、課税客体の適正な把握に努めるとともに、受益者負担の原則による使用料、負担金等の見直しを行います。
- ◆ 市有財産の適正な管理・運用による歳入の確保と維持管理経費の削減に努めます。
- ◆ 補助金の整理・統合による縮減と廃止を含めた見直しを行います。
- ◆ 特別会計及び公営企業会計への繰出金についても、各会計の財政健全化を図り、最小限の繰出にとどめます。

② 効率的な行政経営の推進

- ◆ 行政改革大綱及び集中改革プランの目標値に基づき、行政改革の推進に努めます。
- ◆ 行政活動の見直しや改革・改善の推進のために「行政評価システム」との連携を図り、不断のマネジメントサイクルによる効率的かつ健全な行財政の運営を確立し、市民本位の成果を重視した行政経営を展開します。
- ◆ 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を行うため、窓口の一本化や職員の適材適所の配置、行政組織の効率化等を進めるとともに、職場内外の研修等により、職員の資質向上や能力開発に努めます。
- ◆ 市民の利便性を優先し、ユニバーサルデザインにも配慮した庁舎改築を計画的に進めます。

③ 広域連携の推進

- ◆ 西諸広域行政事務組合や西諸地域介護認定審査会等の効率的な運営を図ります。
- ◆ 広域的な道路網の整備を広域連携を図って促進していきます。さらに、環霧島会議等、広域組織の活動を通じた広域連携の推進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
健全な財政運営の推進	・ 市税徴収事業
効率的な行政経営の推進	・ 職員研修事業 ・ 行政改革推進事業 ・ 市庁舎改築事業
広域連携の推進	・ 西諸広域行政事務組合運営事業 ・ 西諸地域介護認定審査事業

7 未来を拓く戦略プロジェクト

新市が目指す将来像や基本目標を実現するために、1～6に掲げた各基本施策について積極的に取り組むことが重要であることはいうまでもありません。

しかし、限られた経営資源（財源・時間・人材等）の選択と集中によって、市民ニーズによりの確にこえる戦略的且つ重点的な市政運営を推進することも必要です。

そこで、新市の新たなまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組むテーマを定め、関連する取り組みを横断的に抽出・体系化した4つのプロジェクトを「戦略プロジェクト」として設定します。

戦略プロジェクト

重点構想 1

テーマ
環境・観光

こばやし環境・観光構想

重点構想 2

テーマ
子育て

こばやし子どもいきいき構想

重点構想 3

テーマ
健康

こばやし健康推進構想

重点構想 4

テーマ
定住

こばやし若者定住構想

重点構想1

テーマ
環境・観光 **こばやし環境・観光構想**

新市の特性である「優れた自然環境・景観と歴史文化」をテーマに、内外に情報発信するとともに、全国から新市の自然と環境、歴史文化を楽しむ人を集める取り組みを重点的に進めます。

- 河川の浄化と親水空間の整備
- 森林のもつ多面的機能の持続的発揮に向けた市民との協働による森林の保全及び育成
- 景観の保全と整備による新市の見所開発
- 環境にやさしい新エネルギーの導入
- 有機・低農薬栽培や農畜産業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど食の安全と環境に配慮した環境保全型農畜産業の促進
- 農林商工業が連携した地域特産品の開発と地産地消体制の充実
- 新市一体となったグリーンツーリズム体制の確立と体験型観光地づくりの推進
- スポーツ合宿の積極誘致
- 観光施設の整備充実と新市内観光ルートや広域観光ルートの開発
- 伝統芸能や各種祭りの充実・連携による誘客力の強い観光イベントの開発
- 観光ガイド・インストラクターの育成と活動促進



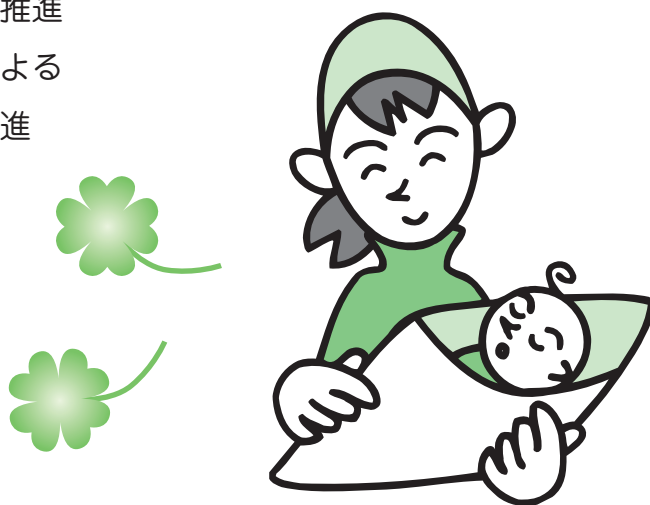
重点構想 2

テーマ
子育て

こばやし子どもいきいき構想

「子育て」をテーマに、子どもが健やかに生まれ、育成され、学び、子育て中の親のネットワークが形成される取り組みを重点的に進めます。

- 子どもの遊び場となる身近な公園の整備
- 保健・教育・農業部門等の連携による食育の推進
- 安心して妊娠・出産できる環境づくりや保健指導、健康診査などの母子保健事業の充実
- 安心して利用できる医療体制の充実
- 地域における子育てのサポートをはじめ多様な子育て支援サービスの充実
- 多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実及び施設の整備
- 子育て・教育に関する総合的な相談体制の確立
- 確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成（知育・徳育・体育・食育）を柱とした特色ある教育活動の推進
- 老朽化への対応や耐震化に向けた学校施設・設備の整備
- 総合的な子どもの安全対策の推進
- 青少年育成市民会議の充実による各種青少年健全育成活動の推進



重点構想 3

テーマ
健康

こばやし健康推進構想

「健康」をテーマに、市民自らの健康づくりの支援と、市立病院を活用した保健・医療のネットワークを形成する取り組みを重点的に進めます。

- 保健センターの整備
- 市民と一体となった各種健康づくり事業の強化支援
- 総合健診の充実とスムーズに健診を受診することができる環境づくりの推進、食育の推進や肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、こころの健康づくり等の健康づくり施策の推進
- 感染症に関する正しい知識の普及
- 市立病院における医師の確保と医療機器の更新・充実、救急・休日・夜間の医療体制の充実
- スポーツ施設の整備
- 各種スポーツ団体の育成・支援と指導者・ボランティアの育成・確保
- 健康づくり・レクリエーションの普及
- 高齢者の学習・文化・スポーツ活動の促進
- 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練等の充実



重点構想 4

テーマ
定住

こばやし若者定住構想

「定住」をテーマに、新たな時代の新市の暮らしづくり、職場づくりに向けた取り組みを重点的に進めます。

- 将来の農林水産業を支える各分野の若手リーダーの育成
- 都市消費者との交流や都市との交流事業の促進
- 地域特性や消費者ニーズに対応した農林業の多様化や活性化
- 異業種間での共同事業による地域特産品の開発
- 商店街空き店舗の有効活用
- 企業誘致や新産業の創造による新たな雇用創出
- 地域に密着したコミュニティビジネスの育成
- 中心市街地商店街の整備
- 良質な公営住宅の整備
- 地元での就職情報の提供や就職相談
- U・J・Iターンの環境整備
- 宅地分譲事業の推進



第7章 新市における県事業の推進

新市は、宮崎県の南西部に位置し、広域交通の要衝として、県西部及び南九州における中核的な都市となることが期待されており、県として新市のまちづくりを支援する意義は大きなものがあると考えられます。

また、宮崎県は、「宮崎縣市町村合併推進構想」及び「宮崎県新市町村合併支援プラン」において、合併することとした市町村の新たなまちづくりなどに対し、できる限りの支援を行うこととしています。

これらのことから、宮崎県は新市と連携・協力しながら、新市のまちづくりを支援するための県事業を積極的に推進することとしています。

新市における施策体系区分	主要な宮崎県事業
自然と共生する美しい安心安全のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防事業 ・急傾斜地崩壊対策事業 ・交通安全施設整備事業 ・浄化槽設置整備事業
地域の活力を創出する産業交流のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・県営畑地帯総合整備事業 ・県営経営体育成基盤整備事業 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
個性あふれ次代を担う学習文化のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・西諸県地区総合制専門高校設置事業
住む喜びを実感できる生活優先のまち	<ul style="list-style-type: none"> ・国道改良事業 ・県道改良事業 ・地籍調査事業

第8章 公共施設の統合整備の基本的考え方

公共施設は、市民の生活に大きな影響を及ぼすことから、その整備にあたっては、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政状況などを考慮しながら、計画的に適正配置を図っていきます。

その検討においては、既存施設の有効利用や相互利用、施設の複合化や統合、広域的な利用の促進などを総合的に勘案するとともに、交通ネットワークと情報ネットワークによる施設利用の利便性を考え、合併によってより広域化する新市の住民が利用しやすい配置とすることを基本とします。

また、新たな公共施設の整備については、財政運営に及ぼす影響が大きいことから、民間資金の導入方式も含めて検討するなど、事業の効率性や後年度の財政負担などについて十分に検討したうえで進めることとします。

なお、新市の本庁舎については現在の小林市役所に置くものとし、野尻地域については、地域の行政サービス提供拠点となる総合支所を置き、それぞれ必要な機能の整備を図ります。

本庁舎については、耐震性や狭あいさから改築が急がれるため、住民の理解を得ながら、計画的に整備を進めます。

第9章 財政計画

1 策定の趣旨

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の平成20年4月1日施行に伴い、今後、一般会計だけでなく、特別会計、公営企業会計等を含めた財政状況に十分留意し、健全な財政運営に取り組んでいくことが求められています。

そういった中で、本計画は、新市基本計画に定められた施策を計画的に推進するため、新市の財政運営の指針として、長期的展望にたち策定するものです。

2 策定期間

平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

3 策定方法

平成19年度決算見込額や平成20年度予算額等をもとに、過去の実績や人口推移などに基づく推計のほか、投資的経費の見込み、国・県による財政支援措置、合併に伴う経費削減効果などを反映させ、普通会計ベースで策定しています。

4 歳入・歳出についての考え方

1) 歳入について

① 国・県の財政支援制度の利活用

合併推進債の活用を見込みました。また、合併に対する県からの財政支援については、全額を見込みました。

② 地方税

現行税制度を基本に、将来の人口推移を踏まえて推計しました。

③ 地方交付税

国の制度改革の動向を勘案し、平成31年度まで毎年度約1%の減額を見込み、地方債（合併推進債含む）償還額の普通交付税算入について加味して推計しました。

④ 国庫支出金・県支出金

扶助費の増加分を加味するとともに、投資的経費に係る財源を見込んで推計しました。

⑤ 地方債

合併推進債及び通常債については、投資的経費の見込額を踏まえて推計しました。

2) 歳出について

① 人件費

合併による特別職、議会議員定数及び一般行政職の削減効果を見込んで推計しました。

② 扶助費

合併によるサービス水準の向上や少子高齢化の進行を勘案し、将来の人口を見込んで推計しました。

③ 公債費

公債費については、平成19年度までの地方債に係る償還予定額に、平成20年度以降の発行予定額に伴う元利償還金を加えました。

④ 物件費

合併による事務経費の削減効果を見込んで推計しました。

⑤ 補助費等

合併による行財政の効率化に伴う削減効果を見込んで推計しました。

⑥ 繰出金

近年の傾向を踏まえ、毎年度1.0%増を見込んで推計しました。

⑦ 投資的経費

毎年度、実施可能な事業費を見込んで推計しました。

5 合併に関する財政支援

合併に対して、国・県から次のような財政支援が受けられます。

1) 地方交付税の特別措置（合併算定替）

地方交付税は、合併すると合併前に比べて減少するのが一般的です。しかし、「合併算定替」という措置によって、合併後5年間は1市1町の合併がなかったものと仮定して毎年算出した額の合計額（合併算定替）、その後5年間は激変緩和措置により交付されます。

2) 合併直後の臨時的経費にかかる財政措置（合併補正）

合併直後の臨時的経費（ネットワークの整備や各種システムの統一など）に対して、5年間で約3億5百万円が交付されます。

3) 合併推進債

新市基本計画に基づいて行う事業について、合併推進債を財源（事業費の90%）とすることができ、元利償還金の40%が普通交付税で措置されることから、10年間で50億円を見込んでいます。

ただし、他に普通交付税算入率が高いなど有利な起債がある場合には、振替も想定されます。

4) 県の財政支援措置

新市基本計画に基づいて行う事業等について、市町村合併支援交付金として2億円が交付されます。

6 合併による経費削減効果

1市1町の合併により、次のような経費の削減を見込みました。

1) 人件費

合併後の退職者の補充を抑制することによる一般行政職の削減、合併に伴う特別職及び議会議員などの減員による経費の削減効果を見込みました。

人件費全体の削減額は、10年間累計で約36億円の削減となります。

2) 物件費

物件費の削減効果として、毎年度2%減を見込みました。累計で約25億円の削減となります。

3) 補助費等

補助費等の削減効果として、一部事務組合への負担金等を除き、平成22年度から平成26年度まで毎年度2%減、以後5年間は1%減を見込みました。累計で約8億円の削減となります。

7 財政計画表

1) 歳入

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地方税	4,448	4,413	4,378	4,344	4,310	4,276	4,239	4,202	4,166	4,129
地方譲与税	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360
利子割交付金	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
配当割交付金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
株式等譲渡所得割交付金	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
地方消費税交付金	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
ゴルフ場利用税交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
自動車取得税交付金	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87
地方特例交付金	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
地方交付税	8,653	8,597	8,530	8,444	8,346	8,101	7,832	7,622	7,417	7,226
交通安全対策特別交付金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
分担金・負担金	298	298	298	298	298	298	298	298	298	298
使用料・手数料	231	233	235	235	235	235	235	235	235	235
国庫支出金	2,208	2,217	2,183	2,192	2,158	2,167	2,174	2,181	2,188	2,194
県支出金	1,570	1,573	1,418	1,421	1,366	1,369	1,371	1,373	1,375	1,377
財産収入	41	41	41	41	41	41	41	41	41	41
繰入金	93	93	93	93	93	93	93	178	264	485
諸収入	1,309	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009
地方債	2,434	2,434	2,234	2,234	2,034	2,034	1,534	1,534	1,534	1,534
歳入合計	22,212	21,835	21,346	21,238	20,817	20,550	19,753	19,600	19,454	19,455

2) 歳出

(単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人件費	3,776	3,644	3,678	3,568	3,640	3,674	3,411	3,458	3,373	3,420
扶助費	3,872	3,891	3,909	3,927	3,945	3,964	3,977	3,991	4,004	4,017
公債費	3,305	3,266	3,260	3,209	3,142	3,055	2,907	2,855	2,805	2,768
物件費	2,336	2,289	2,244	2,199	2,155	2,112	2,069	2,028	1,987	1,948
維持補修費	93	94	94	95	96	97	98	99	100	101
補助費等	2,304	2,338	2,257	2,233	2,242	2,169	2,165	2,175	2,166	2,157
積立金	501	264	240	319	292	150	299	142	142	142
繰出金	2,349	2,373	2,396	2,420	2,445	2,469	2,494	2,519	2,544	2,569
投資・出資金・貸付金	757	757	757	757	757	757	757	757	757	757
投資の経費	2,919	2,919	2,511	2,511	2,103	2,103	1,576	1,576	1,576	1,576
歳出合計	22,212	21,835	21,346	21,238	20,817	20,550	19,753	19,600	19,454	19,455

新市基本計画

- 発 刊 平成 21 年 1 月
- 企画・編集 小林市・野尻町合併協議会
- 発 行 小林市・野尻町合併協議会
〒 886-8501 宮崎県小林市大字細野 300 番地
TEL(0984)23-7035
FAX(0984)25-1037